

八代市総合計画 後期基本計画(案)



やすらぎと活力にみちた
魅力かがやく元気都市”やつしろ”

平成 24 年 12 月

八 代 市

目 次

第1部 はじめに	1
1 後期基本計画策定の趣旨.....	2
2 後期基本計画の内容.....	3
3 後期基本計画体系図.....	4
第2部 重点施策	6
1 重点施策の考え方.....	7
2 基本目標別重点施策.....	7
第3部 5か年で取り組む施策	12
◆後期基本計画各ページの見方	13
第1章 誰もがいきいきと暮らすまち	15
第1節 人権が尊重される平等なまちづくり.....	16
第1項 人権文化の創造.....	16
第2項 男女共同参画の推進.....	19
第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり.....	21
第1項 母子保健の充実.....	21
第2項 子育て支援.....	23
第3節 健やかに暮らせるまちづくり.....	25
第1項 保健・福祉・医療の連携強化.....	25
第2項 健康増進の支援.....	28
第3項 障がい者の支援.....	31
第4項 高齢者の支援.....	33
第2章 郷土を拓く人を育むまち	36
第1節 八代の未来を担うひとづくり.....	37
第1項 「生きる力」を身につけた子どもの育成.....	37
第2項 学校と家庭と地域社会が連携した子どもの育成.....	41
第2節 生涯を通じた学びのまちづくり.....	44
第1項 生涯学習社会の構築.....	44
第3節 スポーツに親しめる環境づくり.....	48
第1項 スポーツによるまちづくり.....	48
第4節 文化のかおり高いまちづくり.....	51
第1項 伝統の継承・活用と八代の文化の創造.....	51

第3章 安全で快適に暮らせるまち	54
第1節 うるおいのある快適なまちづくり	55
第1項 計画的な土地利用の推進.....	55
第2項 安心して快適な住環境の形成.....	57
第3項 親しまれる公園や緑地の整備.....	60
第4項 上水道の充実.....	62
第5項 下水道の充実.....	65
第6項 魅力ある都市（市街地）形成.....	67
第2節 安全で安心なまちづくり	69
第1項 防災・消防体制の整備.....	69
第2項 危機管理体制の強化.....	72
第3項 洪水・崖崩れ防止対策の促進.....	73
第4項 防犯の推進と安全な消費生活の確保.....	75
第5項 交通安全対策の推進.....	77
第3節 暮らしを支えるまちづくり	79
第1項 便利で快適な交通基盤整備.....	79
第2項 港湾の充実.....	82
第4節 情報通信技術（ICT）を利用した暮らしに役立つまちづくり	85
第1項 情報基盤の整備.....	85
第4章 豊かさにとぎわいのあるまち	87
第1節 豊かな農林水産業のまちづくり	88
第1項 経営安定を目指した農業の振興.....	88
第2項 緑を育てる林業経営の安定.....	92
第3項 豊かで安定した水産業の振興.....	95
第2節 活力ある商工業のまちづくり	97
第1項 商業の活性化.....	97
第2項 工業の活性化.....	99
第3項 雇用機会の創出と企業誘致.....	101
第4項 産業連携の推進.....	103
第3節 にぎわいのある観光のまちづくり	105
第1項 観光の振興.....	105
第5章 人と自然が調和するまち	108
第1節 自然と共生するまちづくり	109
第1項 自然環境の保全.....	109
第2節 環境を支えるひとづくり	111
第1項 環境保全行動の促進.....	111
第3節 環境にやさしいまちづくり	113
第1項 生活環境の保全.....	113
第2項 地球環境問題への対応.....	116
第3項 循環型社会の推進.....	118

第4部 地域の特性を活かしたまちづくり方針	122
1 まちづくり方針の概要.....	123
(1) まちづくり方針の方向性.....	123
(2) 地域の設定.....	123
(3) 地域の特性を活かしたまちづくりの方針.....	124
2 地域別まちづくり方針.....	124
(1) 西部地域.....	124
(2) 東部地域.....	126
(3) 南部地域.....	128
第5部 計画推進の方策～市民と行政がともに歩むために～	130
第1章 効率的・効果的な行財政の運営.....	131
第2章 協働によるまちづくりの推進.....	138

第1部 はじめに

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年 3 月に、市政において最も上位に位置づけられる総合的な計画として、「八代市総合計画(2008-2017)」を策定しました。

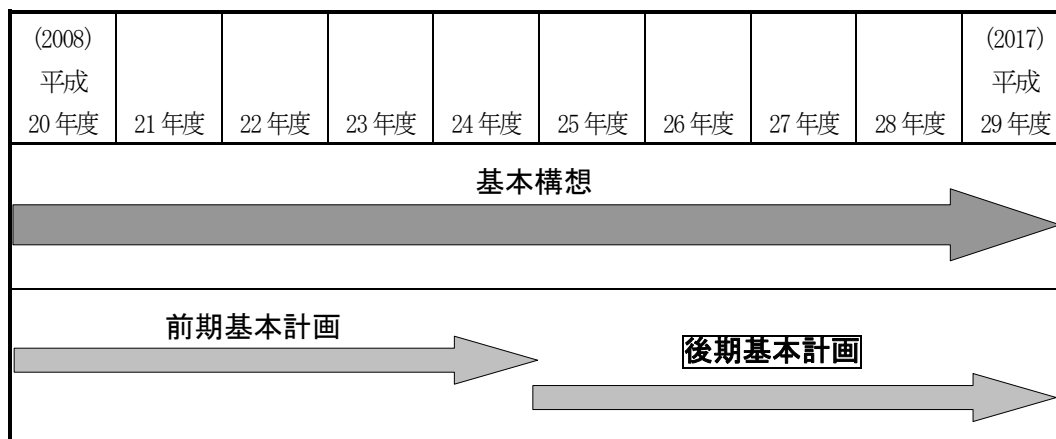
本総合計画の基本構想において「**やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市” やつしろ”**」を市の将来像として掲げました。

その上で、この将来像を実現するために、平成 20 年度から 5 か年を計画期間とする前期基本計画を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

この前期の基本計画が平成 24 年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの時代の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間の本市における具体的な施策を体系的に組み立てた後期基本計画を策定します。

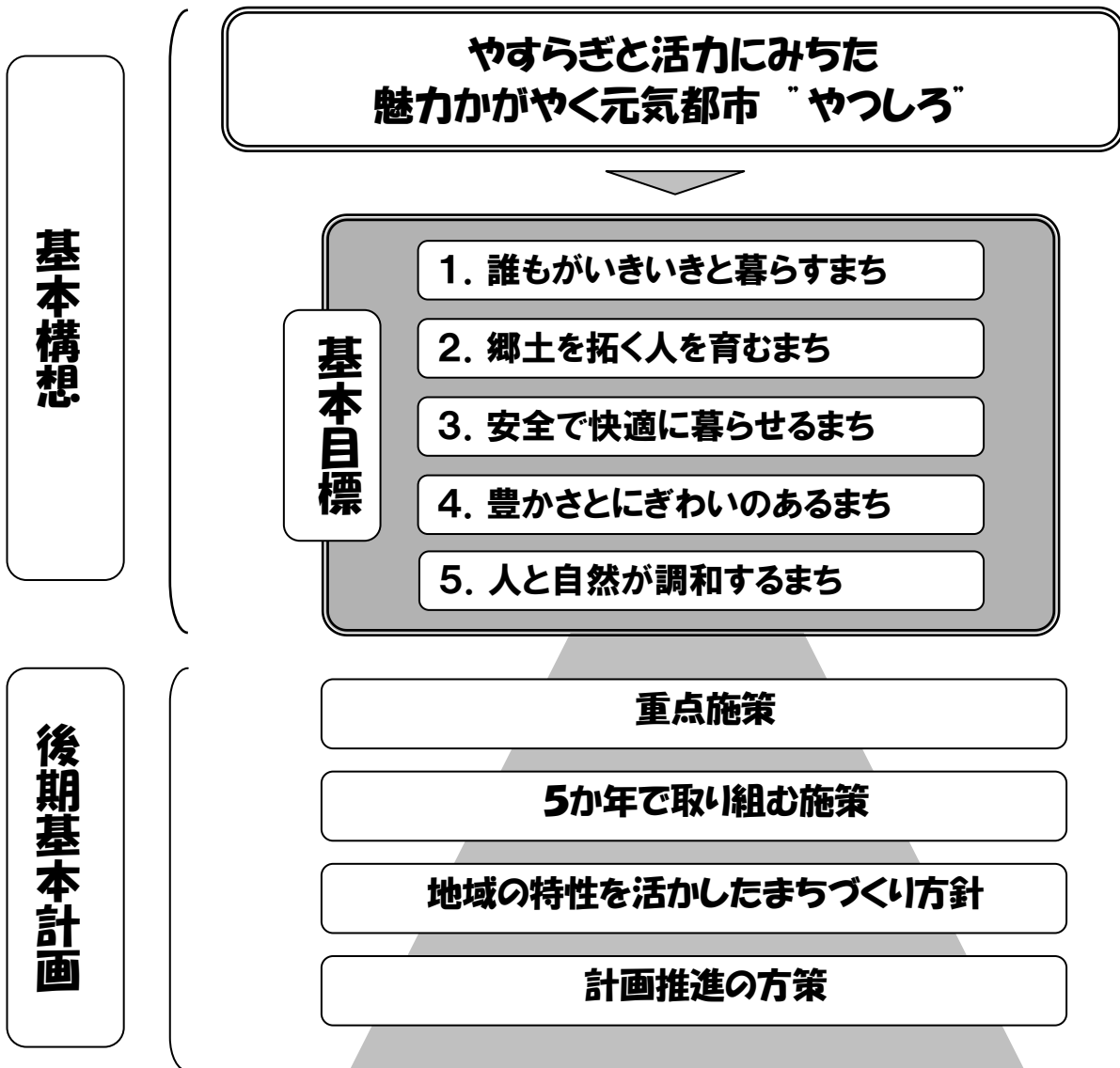
本計画に基づき、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、長期的な展望を持って計画的に行政運営を進めることによって、やすらぎと活力を実感できる地域社会の構築を目指します。

■計画の構成と期間■

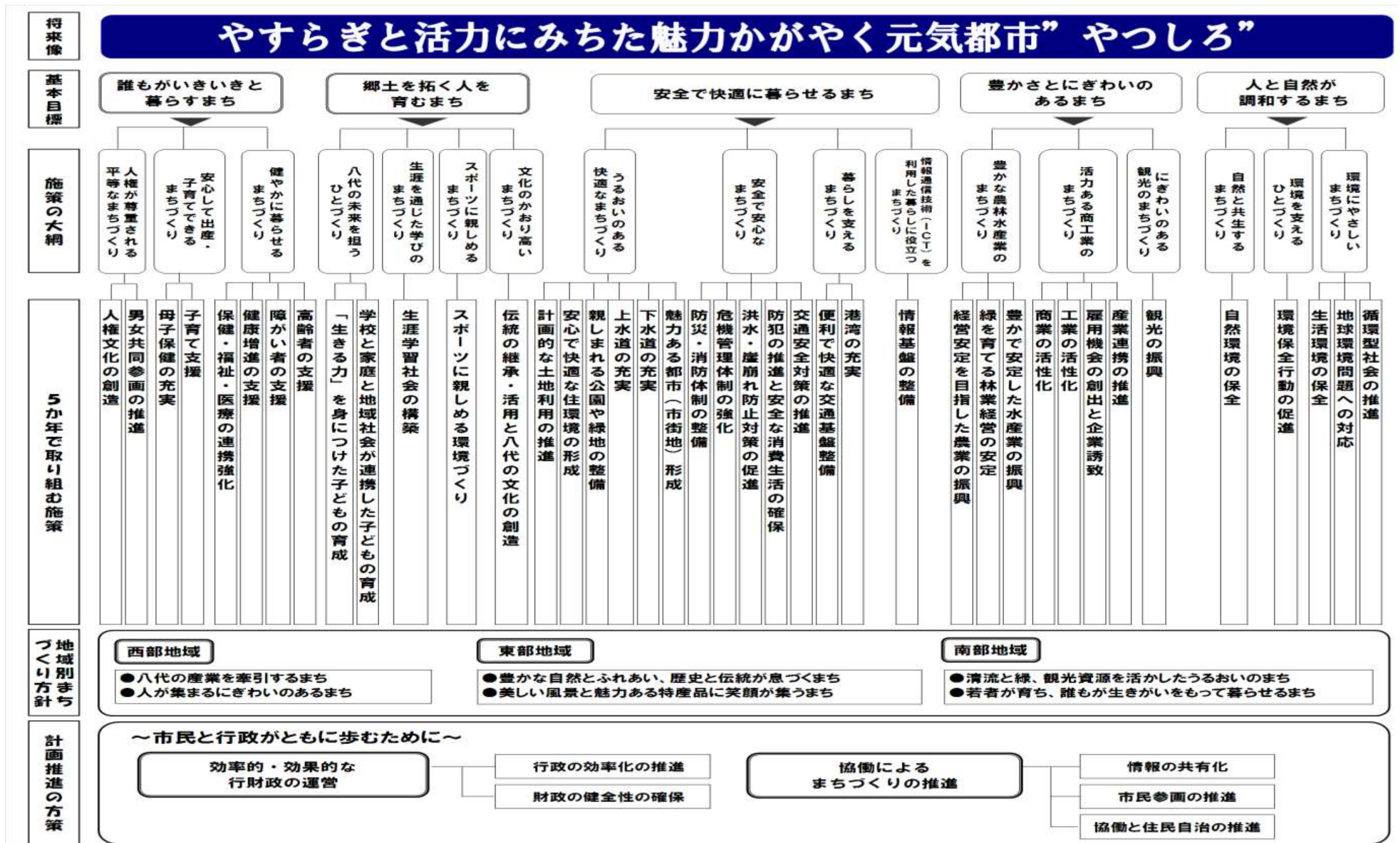


2 後期基本計画の内容

後期基本計画は、「重点施策（八代市が特に力を入れる施策）」、「5か年で取り組む施策」、「地域の特性を活かしたまちづくり方針」、「計画推進の方策（市民と行政がともに歩むために）」により構成します。



3 後期基本計画体系図



第2部 重点施策

～八代市が特に力を入れる施策～

1 重点施策の考え方

前期基本計画においては、行政として、特に力をいれる施策として、「活力ある産業プロジェクト」「人が集まるプロジェクト」「子どもが健やかに育つプロジェクト」「良好な環境を未来につなぐプロジェクト」「安全安心なまちプロジェクト」の5つのプロジェクトの形で設定しました。

各プロジェクトに掲げられた目標については前期計画期間において重点的な取り組みを行い、概ね達成、もしくは進捗が図られており、前期5ヵ年における市政の推進に大きく貢献しました。

今回の後期基本計画においては、「将来像に沿った市民にわかりやすい方向性を示す」、「行政評価の取り組みを契機に、総合計画、行政評価、予算との一体的な連動を推進する」といった観点から、各施策の進捗状況との整合がとりやすいように、5つの「基本目標」の内容に沿った形で「重点施策」を位置づけ、「将来の姿」の形で設定しました。

2 基本目標別重点施策

● 基本目標① 誰もがいきいきと暮らすまち

将来の姿①

一人ひとりの人権が尊重された差別のないまちづくりにみんなで取り組んでいます。

【重点施策】

- 人権教育・人権啓発の推進
- あらゆる分野への男女共同参画の促進

将来の姿②

安心して子どもを産み育てられる環境が整い、子どもたちも心身ともに健やかに育っています。

【重点施策】

- 子育て環境の充実

将来の姿③

誰もが身近な地域で、健康で生きがいをもっていきいきと暮らしています。

【重点施策】

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の推進
- 生活習慣病予防の推進

● 基本目標② 郷土を拓く人を育むまち

将来の姿①

学校・家庭・地域みんなで子どもたちの「生きる力」を育てています。

【重点施策】

- 学校教育の充実
- 学校教育施設等の整備充実
- 学校・家庭・地域社会との連携

将来の姿②

誰もが充実した環境の中で、生涯を通じて楽しく学んでいます。

【重点施策】

- 生涯学習推進体制の整備・再編

将来の姿③

たくさんの方がスポーツを楽しみ、スポーツを通じた交流を行っています。

【重点施策】

- 競技スポーツの推進
- スポーツ活動を広げる環境づくり

将来の姿④

誰もが文化財に親しみ、芸術・文化活動にいきいきと取り組んでいます。

【重点施策】

- 文化財の保存・活用と伝承文化の継承
- 芸術・文化活動の推進

● 基本目標③ 安全で快適に暮らせるまち

将来の姿①

災害に対する地域の対応力が向上しています。

【重点施策】

- 防災意識の高揚
- 防災基盤・体制の充実

将来の姿②

道路網の整備により市内外の移動が安全で快適にできるとともに、公共交通機関が便利に利用できるようになっています。

【重点施策】

- 広域交通網の形成
- 生活関連道路の整備
- 公共交通体系の整備

将来の姿③

八代市が南九州の物流拠点となっています。

【重点施策】

- 港湾の機能充実
- 八代港の利用促進

● 基本目標④ 豊かさとにぎわいのあるまち

将来の姿①

農林水産業の担い手が育ち、生産意欲が高まり、たくさんの農林水産物がつくられています。

【重点施策】

- 担い手の育成・確保
- 需要に応じた農産物の生産振興
- 林業経営の安定
- 栽培漁業の推進

将来の姿②

地元の商店・企業が元気になっているとともに農商工の連携が活発化し、新たな企業の立地が促進され、産業が活性化しています。

【重点施策】

- 中心市街地の活性化
- 地場企業の育成
- 企業誘致の推進
- 六次産業・農商工連携の推進（フードバレー構想の推進）

将来の姿③

八代の魅力が広く発信され、市内には多くの観光客が訪れています。

【重点施策】

- 体験型・交流型観光の推進
- 八代の魅力発信

● 基本目標⑤ 人と自然が調和するまち

将来の姿①

将来を担う子どもたちの環境意識が高まり、環境保全への取り組みが一層活発化しています。

【重点施策】

- 環境保全行動の促進

将来の姿②

循環型社会の形成が進み、快適な地域環境になっています。

【重点施策】

- 再生可能エネルギーへの取組みの推進
- ごみの減量化及び資源化の推進
- 廃棄物処理施設等の整備

第3部 5か年で取り組む施策

◆後期基本計画各ページの見方◆

第2項 男女共同参画の推進

現状と課題

○「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決める考え方、いわゆる固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画の推進を阻害しています。男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員としてその能力を十分に発揮することができるように、意識改革を図ることが必要です。

○啓発のための各種講座・イベントは、若年層の参加が極めて少なく、広報の工夫や関係機関との連携により、幅広い世代への啓発を行う必要があります。さらに、雇用の面からも男女共同参画を推進していくため、事業所からの講演・研修会等への講師派遣要請が増えるように、事業所への更なる働きかけが必要です。

○本市では、男女共同参画社会の実現を目指す「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」が自主的に活動できるよう育成・支援を行っていますが、会員数の伸び悩みへの対応や魅力ある活動展開のための方策が必要となっています。また、政策方針決定の場である審議会等への女性登用率が伸び悩んでいます。今後は女性のためのステップアップセミナー修了者を掲載した女性人材リストの活用促進や関連団体との連携強化などを全庁的に推進するなど、女性登用率向上への取組みが必要です。

基本方針

性別に関わらず、すべての人が社会に参画し、男女が共に暮らしやすくなるよう、男女共同参画に対する意識改革と、社会のさまざまな場面における女性の参画機会の拡大を目指します。

施策の体系

男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の意識づくり
- (2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標

指標名	単位	実績	
		平成 23 年度	平成 29 年度
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない市民意識の割合	%	62.6 ※H24 年度実績	100
審議会等における女性委員の割合	%	26.2	40.0

■現状と課題
八代市の現状を把握し、これまでの取組みと成果から、今後の課題を示しています。

■基本方針
当該「項」であげた施策の実現に向け、八代市が今後5年間で目指す基本的な目標を示しています。

■施策の体系
当該「項」を構成する具体的な施策を示しています。

■成果(アウトカム)指標
施策や事業が行われたことにより、市民の生活条件や社会状態が変化するなどの効果・成果を表すもの。

13

■具体的な施策と内容
 現状と課題等に基づき、今後の基本的な施策の方向を示します。また、施策を実現するための主な取組みをあげています。

具体的な施策と内容

(1) 男女共同参画の意識づくり

○各種イベントや情報誌等の広報媒体、出前講座、アドバイザー派遣等とおして活用し、男女共同参画の理念及びメリットについて、また、固定的性別役割分担意識の解消やセクハラ・DV等の暴力を許さない意識づくりについて、市民や事業所等に対して分かりやすく周知することに努めます。

【主な取組み】

- ・いっそDEフェスタの実施
- ・情報誌発行
- ・アドバイザーの派遣、講座の開催

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

○男女共同参画社会実現を目指し取組みを行っている市民や団体のための活動を支援します。

○さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、市の審議会等の選任基準の見直しについて働きかけを行います。

○女性のエンパワーメント（※）支援のためのセミナーの開催や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のため、市内企業や事業所等に対する積極的な情報提供や啓発活動を行います。

（※）エンパワーメント：個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治、経済、職場、家庭などのあらゆる分野で、自己決定や主体的に行動できる力を身につけること。

【主な取組み】

- ・男女共同参画社会づくりネットワーク育成
- ・女性のためのステップアップセミナー
- ・男女共同参画専門委員（苦情等処理機関）制度の周知

活動指標

■活動(アウトプット)指標
 事務事業における活動量や活動実績。実際にどのような取組みをどれだけ行ったのか（行うのか）を表すもの。

指標名	単位	実績	
		平成23年	
アドバイザー派遣等講座開催回数	回	4	6
女性人材リスト登録者数	人	未定 ※H24実績	未定

市民や地域の取組み

- 性別による固定的な役割分担意識を見直しましょう。
- 家庭、職場、地域等の活動は、みんなで協力しましょう

■市民や地域の取組み
 施策を実現するための市民や地域の具体的な役割を示したものです。

第1章

誰もがいきいきと暮らすまち

第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

第1項 人権文化の創造

現状と課題

○人権教育は生涯を通して行われるべきものであることから、学校教育では子どもの発達段階に応じながら人権尊重の意識を高める教育の充実を図り、社会教育では公民館事業を中心に人権教育講座などを行っています。人権教育・啓発の推進は、現在行政・教育現場・運動体・市民の四者一体となった取組みを推進しています。しかし、市民と一体となった取組みには課題があり、研修会・学習会等への参加者の固定化がみられることから、市民一人ひとりが人権について理解を深めるためには、あらゆる機会をとおして人権教育・啓発を推進していく必要があります。

○高齢者、障がい者、子どもへの虐待、いじめによる自殺、DV（※）などが日常的な社会問題となっている中、本市では同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について取り組んでいます。しかしながら、今なお差別や偏見、陰湿ないじめ問題等が発生し、虐待やDVも増加傾向にあり、問題によってはそれぞれの相談機関単独の対応では問題解決が困難なケースも見受けられます。

今後は、関係機関・団体や各種相談窓口との連携強化を図り、さらに虐待・DVの早期発見・早期対応に努める必要があります。併せて、市民による地域での見守りも重要になってきています。

（※）DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがある。

基本方針

市民一人ひとりの人権が尊重される、差別のない人権文化（※）に満ちあふれたまちづくりをすすめるため、人権に関する教育や啓発を推進し、また、人権侵害等については相談機関等における対応の充実に努めます。

（※）人権文化：日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが生活文化として定着していること。

施策の体系

人権文化の創造

- (1) 人権教育・人権啓発の推進
- (2) 人権侵害への対応

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
人権に関する研修会・イベント等の参加者数	人	7,250	8,500
人権啓発センター利用者数	人	700	1,700
認知症サポーター数（累計）	人	11,554	20,000

具体的な施策と内容

重点施策

（１）人権教育・人権啓発の推進

- 「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び「人権教育推進に係る八代地域行動計画」に基づいた人権教育・人権啓発を推進します。
- 八代市を6ブロックに分け、小・中・特別支援学校の中から12校を会場とした事前研究会・研究授業・授業研究会を開催します。また、八代地区における人権同和教育研究会を開催します。
- 人権啓発センターを人権教育・啓発を総合的に推進する活動の拠点として、また市民の人権に関する窓口として、機能の充実を図ります。
- 人権のまちづくりを目指して推進校区を選定し、人権意識を高める取組みを行い、住民主体による人権啓発推進の環境づくりを目指します。
- 家庭や地域、職場や学校などでの研修・学習を促進するとともに、各校区における人権のまちづくりを推進するため、人権教育・啓発のリーダーを育成します。

【主な取組み】

- ・人権同和問題研修会の開催
- ・部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会フェスティバル in やつしろの開催
- ・人権啓発センター機能の充実と利活用の促進
- ・人権啓発のための指導者育成講座の開催

（２）人権侵害への対応

- 高齢者、障がい者、子どもへの虐待やDV等の問題に適切に対応するために、早期発見に努めるとともに、未然防止に取り組みます。
- すべての学校におけるいじめアンケートの実施やいじめ根絶月間の設置など、各種取組みを実施し、いじめの早期発見・早期対応を図ります。
- 権利擁護研修会等を実施するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員などとの連携を強化します。
- 「認知症サポーター」養成講座を受け、サポーターとなった人たちを中心に、認知症についての理解を深め地域で見守っていく運動を展開します。
- 関係機関との連携のもと、人権侵害に対応する相談窓口を広報紙等で広く周知するとともに、定期的な連絡会の開催や利用しやすい相談窓口を目指します。

【主な取組み】

- ・人権相談の充実
- ・同和対策事業
- ・権利擁護研修会の開催
- ・認知症サポーター養成講座の充実

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
人権に関する研修会・イベント等の開催	回	18	25
人権啓発センターだよりの発行	回	3	6
認知症サポーター養成講座の開催（累計）	回	284	500

市民や地域の取組み

- 人権問題を自分の問題としてとらえましょう。
- 人権意識を高めるため、地域の行事に積極的に参加しましょう。

第2項 男女共同参画の推進

現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決める考え方が根強く残っており、男女共同参画の推進を妨げています。男女が性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてその能力を十分に発揮することができるように、意識改革が求められています。
- 啓発のための各種講座・イベントは、若い世代の参加が少なく、広報の工夫や関係機関との連携により、幅広い世代への啓発をしていかなければなりません。
さらに、雇用の面からも男女共同参画を推進していくため、講師派遣が増えるように、事業所への更なる働きかけが必要です。
- 本市では、男女共同参画社会の実現を目指す「八代市男女共同参画社会づくりネットワーク」が自主的に活動できるよう育成・支援を行っていますが、会員の拡大や魅力ある活動展開のための方策が課題となっています。
また、各種審議会等への女性登用率が伸び悩んでいます。今後は、女性のためのステップアップセミナー修了者を対象とした女性人材リストの活用や、関連団体との連携強化などを全庁的に推進するなど、女性登用率向上への取組みが重要となってきています。

基本方針

性別に関わらず、すべての人が社会に参画し、男女が共に暮らしやすくなるよう、男女共同参画に対する意識改革と、社会のあらゆる分野における女性の参画機会の拡大を目指します。

施策の体系

男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画の意識づくり
- (2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
「男は仕事、女は家庭」という考え方がおかしいと思う人の割合	%	62.6 ※H24 年度実績	75.0
審議会等における女性委員の割合	%	26.2	40.0

具体的な施策と内容

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画の理念及びメリットや、性別によって役割を決める考え方の解消、セクハラ・DV等の暴力を許さない意識づくりについて、各種イベントや情報誌等を活用し、市民や事業所等にわかりやすく周知することに努めます。

【主な取組み】

- ・いっそDEフェスタの実施
- ・情報誌発行
- ・アドバイザーの派遣、講座の開催

重点施策

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 男女共同参画社会実現を目指し取り組んでいる市民や団体の活動を支援します。
- あらゆる分野において、男女間の格差を改善するために、各種審議会等の選任基準の見直しについて働きかけを行います。
- 女性のエンパワーメント(※)支援のためのセミナー開催や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のため、市内企業や事業所等に対する積極的な情報提供や啓発活動を行います。

(※) エンパワーメント：個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治、経済、職場、家庭などのあらゆる分野で、自己決定や主体的に行動できる力を身につけること。

【主な取組み】

- ・男女共同参画社会づくりネットワークの育成
- ・女性のためのステップアップセミナーの開催
- ・男女共同参画専門委員(苦情等処理機関)制度の周知

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
男女共同参画に関する研修会・イベントの開催	回	9	15
女性人材リスト登録者数	人	33 ※H24 実績	50

市民や地域の取組み

- 性別によって役割を決める考え方を見直しましょう。
- 家庭、職場、地域等の活動は、みんなで協力しましょう

第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり

第1項 母子保健の充実

現状と課題

○本市の出生率はやや上昇してきましたが、依然として国や県の出生率よりも低い傾向にあります。一方、人工妊娠中絶や死産率はまだ高い傾向にあります。2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、増減を繰り返しながらも減少していますが、まだ、目標値には達していない状況です。低出生体重児は、疾病にかかりやすく、心身の障害や育児不安の要因ともなっていることから、県や医療機関と連携した低出生体重児の予防や早産防止の取組みが必要となっています。

また、育児環境に問題を抱えた家庭が増加傾向にあることから、児童相談所等関係機関による支援が必要となっています。

○乳幼児健診の受診率は4か月・7か月・1歳半・3歳児と年齢を増す毎に減少しています。乳幼児健診の充実を図るとともに、未受診児への受診勧奨を強化する必要があります。また、朝食の欠食や就寝時間の不規則など不適切な生活習慣や発達面で問題を抱える子どもの増加、母親の育児疲れなど、乳幼児の健康課題は複雑化していることから、保健所・医療機関の他、保育園・幼稚園・児童相談所等関係機関との連携を強化しながら、家庭訪問や健診等を通して乳幼児の健康支援に取り組んでいく必要があります。

基本方針

安心して子どもを産み育てることができるように、出産や育児への不安を解消し、家庭や地域などによる支援の充実を目指します。

施策の体系

母子保健の充実

- (1) 妊産婦の健康支援
- (2) 乳幼児の健康支援

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
低出生体重児の割合	%	8.3	8.0
3歳児健診受診率	%	94.0	100

具体的な施策と内容

(1) 妊産婦の健康支援

- 安心して子どもを産み育てるため、妊娠期から乳幼児期までの一貫した健康診査や健康教育、健康相談体制の充実を図るとともに、命の尊さを理解するために学校と連携した思春期健康教育の推進を図ります。
- 県や医療機関と連携し、保健指導の充実など、低出生体重児の予防や早産予防に取り組めます。

【主な取組み】

- ・思春期健康教育
- ・妊産婦期の訪問指導
- ・妊婦健康診査

(2) 乳幼児の健康支援

- 保護者が子供の発達段階に応じた健康的な関わりができるよう、乳幼児健診や訪問指導を充実します。
- 保育園・幼稚園など関係機関との連携を強化し、育児不安の軽減に努めます。

【主な取組み】

- ・乳幼児健康診査
- ・乳幼児の訪問指導

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
妊婦健康診査延べ受診件数	人	12,977	13,500
乳児全戸訪問指導実施率	%	97	100

市民や地域の取組み

- 子どもが健やかに成長するよう地域のみんなで支えあいましょう。

第2項 子育て支援

現状と課題

○少子化や核家族化、ひとり親世帯の増加、地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待やいじめ、非行、ひきこもりなど、児童の健全な育成を図るうえで問題のある事例も見受けられます。

そのため、子育てにおける負担の軽減をはじめ、育児不安の解消、必要なときに利用できる相互援助体制、家庭問題の解決に取り組む体制の強化などが必要です。

○子育てと就労を両立させることは、共働き世帯やひとり親世帯の増加によって、ますます重要になっています。また、保護者の就労形態の多様化により、延長保育や夜間・休日保育、病児・病後児保育、小学校低学年の放課後児童クラブなどの需要も高まってきています。

基本方針

次代を担う子ども達の健全な育成を支える環境の充実を図るとともに、保護者の多様な就労形態に対応できる子育て支援を推進します。

施策の体系

子育て支援

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育てと就労の両立支援

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
ファミリー・サポート・センター利用数	回	582	1,000
認可保育所への入所率	%	64.2	74.2

具体的な施策と内容

(1) 子育て環境の充実

重点施策

- 子どもの医療費や保育料など子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 育児不安の解消のための相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組み】

- ・地域子育て拠点支援事業(子育て支援センター、つどいの広場)
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子ども医療費助成の年齢引き上げ

(2) 子育てと就労の両立支援

- 多様化する保護者のニーズに対応するため、延長保育などの保育サービスの充実を図るとともに、病児・病後児保育などの充実を図ります。
- 昼間保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

【主な取組み】

- ・放課後児童の健全育成
- ・病児・病後児保育事業の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
病児・病後児保育（施設型）数	ヶ所	2	3
延長保育実施園数	ヶ所	45	47
放課後児童クラブ数	ヶ所	26	30
ファミリー・サポート・センター会員数	人	604	1,000

市民や地域の取組み

- 家庭と地域が力を合わせて子どもを守り育てましょう。

第3節 健やかに暮らせるまちづくり

第1項 保健・福祉・医療の連携強化

現状と課題

- 乳幼児期の予防接種の接種率は低下しているものもあり、感染症のまん延を予防するためにも、各種予防接種の重要性・必要性の啓発に努める必要があります。
また、市立病院においては、感染症の予防及びまん延防止、集団感染発生時等における危機管理体制の充実を図る必要があります。
- 第2次地域福祉計画に基づき、地域におけるさまざまな福祉ニーズに細やかに対応できる施策を実施していますが、少子高齢化の進行などによる地域力の低下は続いており、地域福祉に関係する諸団体や市民等が主体的にボランティア活動などに参加できるようにする必要があります。
- 近年の社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化しています。このような状況のもと、全国の生活保護受給者は平成23年度には月平均206万7,244人と、これまで過去最高だった昭和26年度の月平均204万6,646人を越えて過去最高を更新しました。なかでも高齢化に伴う高齢者世帯が増加する一方で、稼働年齢層（15歳～64歳）の受給者が急増しています。これは本市でも同様な傾向にあります。
こうした現状を踏まえ、より一層生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、稼働能力のある者に対しては就労による自立を促進することが求められています。
- 国民健康保険制度は、少子化にともなう若年層の減少、退職時期を迎えた団塊の世代の加入等により被保険者の高齢化が予想されます。また、糖尿病や高血圧症など生活習慣病の増加、医療技術の高度化にともなう医療費の更なる増加が予想されることから、国保を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと思われれます。
このため、医療との連携による特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上を図るなど、健全な財政運営や医療費の抑制等による制度の安定的な運営に努める必要があります。
また、後期高齢者医療制度については、今後の制度の動向を注視する必要があります。

基本方針

市民誰もが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療の連携を図るとともに、地域による協力体制の構築を目指します。

施策の体系

保健・福祉・医療の連携強化

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 生活保護行政の適正な運営
- (4) 医療保険制度の適切な運営

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
特定健診における内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合	%	26.9	25.0

具体的な施策と内容

(1) 保健・医療の充実

重点施策

- 医療機関や学校等と連携して各種予防接種の接種率向上に努めるとともに、予防接種の重要性・必要性の啓発に努めます。
- 市立病院は、今後も、保健・医療・福祉など各方面と連携し、集団感染発生時などにおける危機管理体制のさらなる充実を図ります。
- 椎原診療所などへき地医療については、診療設備、診療体制の充実に努めます。

【主な取組み】

- ・救急医療体制の推進
- ・感染症の予防接種の実施
- ・へき地診療所の運営

(2) 地域福祉の推進

重点施策

- 第2次地域福祉計画に基づき、市民・民生委員児童委員・福祉関係機関などの地域を構成している人々と行政が協働し、地域福祉の推進を図ります。

【主な取組み】

- ・民生委員・児童委員の活動支援
- ・ボランティア活動の育成支援

(3) 生活保護行政の適正な運営

- 生活保護制度については、必要な人には必要な支援を行うという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進します。
- 稼働可能な受給者については、ハローワーク等の関係機関との連携を強め、よりき

め細かい就労支援を行います。

【主な取組み】

- ・生活保護制度の適正運営

(4) 医療保険制度の適切な運営

- 健全な財政運営のため国保税等の財源を確保するとともに、医療費抑制のためレセプト点検の充実強化やジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化に取り組みます。
- 特定健診の受診率向上と特定保健指導の実施率の向上に努めます。

【主な取組み】

- ・医療費適正化の推進
- ・特定健診、特定保健指導の実施

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
麻しん予防接種率	%	89.5	95
特定健診実施率	%	33.2	60
特定保健指導実施率	%	42.1	60
ボランティア団体登録数	団体	33	50
へき地診療所設置数	箇所	3	3

市民や地域の取組み

- 自分や家族の健康管理に努めましょう。
- 特定健診を受けましょう。
- 積極的に地域活動に参加しましょう。

第2項 健康増進の支援

現状と課題

- 心の健康については、各種保健事業、講演会、広報誌等を通じて相談件数の増加がみられますが、自殺者の減少を図るための継続した取組みが必要です。
 - 3歳児や学童期の虫歯保有率が高いため、乳幼児の虫歯予防対策を強化し、学校保健とも連携した歯科健康教育を充実する必要があります。また、成人期の歯周疾患も多いことから、健診時の歯科健康教育を充実することが必要です。
 - 脳血管疾患や心筋梗塞などの生活習慣病は死因の約6割を占めており、要介護の原因にもなっています。一方、国民健康保険特定健診受診率は32.8%（平成22年度法定報告値）と低い状況にあるとともに、血圧や血糖に関しての有所見率が県平均より高い状況にあります。
- 今後は、生活習慣病予防に重点的に取り組む必要があることから、特定保健指導の対象とならない治療中や非肥満者で保健指導が必要な対象者等への保健指導を充実させるとともに、若年層が受診しやすい健診体制の整備が必要です。

基本方針

生活習慣病や心の病気を予防するため、正しい知識の普及と健康診断の受診の促進を図ります。

施策の体系

健康増進の推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病予防の推進
- (3) 食育の推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
生活習慣病で死亡する人の割合	%	53.5 (H22)	50.0
朝食を毎日食べる小学5年生の割合	%	83.0	95.0
朝食を毎日食べる中学2年生の割合	%	83.3	95.0
3歳児健診における虫歯保有率	%	30.8	20.0

具体的な施策と内容

(1) 健康づくりの推進

- 自殺者の減少を図るため、精神保健の普及啓発・相談支援の充実に努めます。
- 乳幼児から高齢者を含めた虫歯予防・歯周疾患予防教育の充実に努め、定期健診やブラッシング指導等を受けられる場の確保に努めます。

【主な取組み】

- ・こころの健康づくりの推進
- ・歯科保健の推進

(2) 生活習慣病予防の推進

重点施策

- 健康寿命の延伸と健康格差を縮小するため、生活習慣病予防対策の総合的な推進を図るとともに、対象となる方が受診しやすい健診体制の整備に努めます。
- 生活習慣病の予防のために、家庭訪問や健康相談、結果説明会など多様な経路によりそれぞれの特徴を活かした、きめ細かな保健指導を実施し、適切な食事・運動・禁煙等への取組みを促進します。

【主な取組み】

- ・生活習慣改善による健康づくりの推進
- ・健康教育・相談の実施
- ・各種健康診査・ヤング健診の実施

(3) 食育の推進

- 市立小・中・特別支援学校においては、各校の実践を出し合い協議する機会を設けることで食育の普及、啓発に努めます。
- 市立小・中学校や幼稚園などにおいては、八代市食生活改善推進員協議会をはじめとする支援団体などによる郷土料理の継承活動を行います。

【主な取組み】

- ・食生活改善推進員の育成・支援
- ・ボランティアやNPOとのネットワークづくりの推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
2 歳児歯科健診受診率	%	82.1	90
特定健診受診率(再掲)	%	33.2	60
特定保健指導実施率(再掲)	%	42.1	60
がん検診受診者数(延べ人員)	人	32,194	35,000
全学年での調理体験実施校(※)	%	26.7	30.0

(※) 全学年での調理体験実施校：市内の小・中・特別支援学校のうち、全ての学年で調理体験を実施した学校の割合

市民や地域の取組み

- 早寝・早起き・朝ごはんを習慣付けましょう。
- 健康診断(特定健診)を受けましょう。

第3項 障がい者の支援

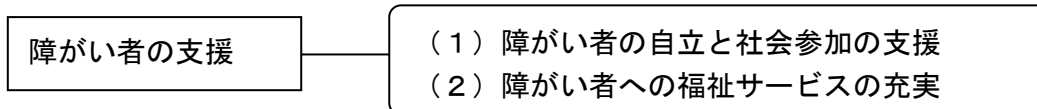
現状と課題

- 障がい者が地域で生活する中で、さまざまな社会的障壁があります。道路・交通・公共的施設などのハード面でのバリアフリー化の推進とあわせて、差別や偏見などを除去する心のバリアフリー化についても取組みを進めるとともに、可能な限り、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段や情報取得手段、また地域生活を支援するためのサービス提供基盤を確保する必要があります。
- 障がい者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談支援や利用援助などの体制、さらにはケアマネジメント体制の強化が必要で、総合的な相談支援体制の整備が求められています。
- 障がい者、一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がい特性を的確に把握するとともに、サービス提供事業者や関係機関、民間企業、当事者団体等と連携を図り、ライフステージ全段階を通じた総合的かつ適切なサービスが提供できる支援体制が求められています。

基本方針

障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、支援内容の充実とともに社会参加、参画を推進し、ともに支え合う地域社会の構築を目指します。

施策の体系



成果指標

指標名	単 位	実績値	
		平成 23 年度	平成 29 年度
障がいのある人が住みやすいと思う割合	%	25.5	40.0
障がいのある人が偏見・差別を感じる割合	%	35.6	20.0

具体的な施策と内容

(1) 障がい者の自立と社会参加の支援

- 地域自立支援協議会を充実・活性化することで、障がい者の自立と社会参加を促進します。
- 一般企業に対し継続的に情報提供を行い、障がい者雇用に対する理解を深めていくとともに、関係者間の連携を強化しながら就労支援に努めます。
- 公共施設等のバリアフリー化の促進などのハード面、障がいに対する偏見の解消などのソフト面の両面からの環境整備を図ります。

【主な取組み】

- ・障がい者計画の推進

(2) 障がい者への福祉サービスの充実

- 身近な地域での障がい者支援を充実させるため、保健、医療、福祉、教育、それぞれの分野の更なる連携を強化し、一貫した支援体制を構築していきます。
- 相談支援専門員が障がい者やその家族からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族状況などを踏まえた利用計画の作成に努めます。
- 障がい者が地域で自立した生活を営むため、サービス事業所の確保と内容の充実を図ります。

【主な取組み】

- ・地域生活支援事業の充実
- ・障がい福祉サービス事業の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
相談支援事業所登録者数	人	430	500
障がい福祉サービス利用者数	人	1,254	1,300
福祉施設から一般就労への移行者数	人	4	6

市民や地域の取組み

- 障がいについて正しく理解し、みんなで支えあいましょう。

第4項 高齢者の支援

現状と課題

- 平成23年10月1日現在で28.1%だった本市の高齢化率は、今後、団塊の世代が加わることによって平成26年には31.2%に上昇すると推測されており、介護認定者数や、介護にかかる費用の増加にともない、保険料の上昇も予想されることから、介護予防に努める必要があります。
- 高齢化や核家族化の進行とともに、一人暮らしの高齢者も増加傾向にあります。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護保険サービスや地域における支援などを組み合わせて、高齢者が自立した生活を送ることができ、また家族介護者への支援が図られるような環境づくりを更に推進する必要があります。
- 介護が必要とならないよう、健康を保持し自ら外に出て自分の能力を活かしながら社会参加することも大切です。その役割を担う老人クラブの必要性を周知し、会員確保に努めていく必要があります。
- 近年、地震や大雨などによる災害が頻発するなかで、本市では平成20年10月から災害時要援護者の登録を開始し、平成24年3月末現在の登録者数は786名で、今後も更なる制度の周知を図る必要があります。

基本方針

高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、介護予防を推進するとともに、介護が必要な場合は、適正なサービスが受けられる介護保険制度の運営を目指します。

施策の体系

高齢者の支援

- (1) 介護保険制度の適切な運営
- (2) 高齢者の生きがいつくり、社会参加の支援
- (3) 高齢者福祉サービスの充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
介護予防教室参加者数	人	1,942	4,000
災害時要援護者登録者数のうち支援者が決定している割合	%	45	60
筋力アップ体操参加延べ人数	人	6,700	10,000

具体的な施策と内容

(1) 介護保険制度の適切な運営

- 元気な高齢者を含む 65 歳以上の市民を対象として実施している「介護予防教室」、「やっしろ元気体操教室」等の一次予防事業の中で、要支援になりそうなリスクの高い高齢者を「栄養改善教室」や「口腔機能向上教室」等の二次予防事業へ導くように努めます。
- 「やっしろ元気体操教室」については、未実施地区での開催を推進するとともに、現在実施している地区についても、さらに小さい単位（自分で通える身近な場所）での教室開催に努めます。
- 介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護保険料の上昇への継続した配慮に努めます。
- 適正な要介護認定を継続するとともに、地域密着型サービス事業所への実地指導等を通じ、不適切な給付の削減に努めます。

【主な取組み】

- ・介護予防教室の開催
- ・通所・訪問型の介護予防の推進
- ・要介護認定の適正化
- ・介護費用の適正化
- ・保険料納付の平等性確保

(2) 高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援

- 八代市総合福祉センターは、隣接の老人憩いの家と合わせて利用促進を図り、高齢者の社会参加を支援します。
- シルバー人材センターの活用が図られるよう、さまざまな機会にPRを実施することで活動を支援します。
- 老人クラブ活動は、市報や出前講座等による周知及び本市主催のイベントでの八代市老人クラブ連合会による勧誘活動の場を設けるなど、会員確保に努めます。
- 緊急時医療情報カードを配布した高齢者の情報更新とともに、新たに対象年齢に到達された高齢者を対象に事業を実施します。また、75歳未満の方への対象者拡大を検討します。
- 災害時要援護者登録制度については、出前講座や各種研修会を利用し、制度の周知に努め、更なる登録者の増加に努めるとともに、緊急時医療情報カード整備事業との連携を図ります。

【主な取組み】

- ・いきいきサロン事業
- ・ふれあい高齢者訪問奉仕事業
- ・緊急時医療情報カード整備事業
- ・災害時要援護者登録制度の推進

(3) 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者が、居宅で安心・安全に生活することができるよう、在宅生活支援体制づくりを進めます。
- 高齢者を敬う社会づくりを推進します。
- 経済的・環境上の理由により、居宅で生活が困難な高齢者に対して、施設における生活の場を提供します。

【主な取組み】

- ・高齢者住宅改造助成事業
- ・高齢者外出支援事業
- ・災害時要援護者登録制度
- ・長寿者祝い事業

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
介護予防教室開催数	回	95	200
災害時要援護者登録者数 (高齢者、障がい者合計)	人	786	2,000
筋力アップ体操普及事業実施箇所数	ヶ所	18	30

市民や地域の取組み

- 介護予防への積極的な取組みに努めましょう。
- 自分の能力を活かし、積極的に社会参加しましょう。

第2章

郷土を拓く人を育むまち

第1節 八代の未来を担うひとづくり

第1項 「生きる力」を身につけた子どもの育成

現状と課題

- 核家族化や女性の社会進出などを背景に子育て環境は大きく変化している中、子どもたちが明るく健全に育つ社会を形成するためには、乳幼児期から心を豊かに育む教育を進めることが重要であり、幼稚園での教育環境や教育内容の充実を図る必要があります。
- 学校教育においては、未来を担う子どもたちに、これから社会において必要となる「生きる力」を身につけさせるために、その3つの柱である「心豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康・体力」のバランスのとれた教育を進めていかなければなりません。
- 豊かな人間関係を築く力の育成を行い、「いじめ・不登校」の未然防止と解消を図るとともに、「学力向上」についても分かる授業づくりを推進し、学校と家庭の連携を図りながら学びの習慣づくりを確立させる必要があります。また、子どもたちが健康な生活を送ることができるよう、生活習慣の改善や関係機関との連携による健康教育を推進します。
- 教育効果を高めるために、人的環境やICT（※）環境等の整備などとともに、一定の児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを目指す必要があります。また、義務教育9年を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行う「小中一貫・連携教育」を全ての小・中学校において推進していく必要があります。
- 少子化をはじめ、生活環境の変化により子どもたちが十分なコミュニケーションスキルを身につける機会が少なくなっています。また、科学技術の進展の中で理数教育の国際的な通用性が一層問われており、学習指導要領においても科学的な見方や考え方を育成することの重要性が示されています。
さらに、学校への教育的要請も多様化、複雑化しており、これらの問題に適切に対応できる教職員の資質や指導力の向上を図る必要があります。
- 子どもたちが安全で明るく楽しい学校生活を送るために、校舎や体育館、給食施設などの整備を進めてきました。
学校施設の耐震化については、平成27年度の完了に向け継続的・重点的に事業を実施しており、平成23年度末の耐震化率は約68%となっています。
学校給食調理場15か所の管理運営については概ね良好ですが、今後は施設・設備の老朽化が懸念されます。
- 学校の教材・備品等については、理科教育振興備品をはじめ、ICT教育のためのパソコン及び周辺機器（テレビ、電子黒板、プロジェクタ、ソフト教材等）の整備に努めており、今後は、これら教材をいかに有効活用してわかりやすい授業を展開するかが課題となっています。
- 学校図書館については、図書館指導員の配置効果もあり、子どもたちへの貸し出し冊数は確実に増加しているところですが、情報が古いもの、利用頻度の低いものは入れ替えるなど蔵書内容の刷新を図っているため、中学校では蔵書充足率が国の基

準まで至っていない状況です。

(※) ICT：コンピュータやインターネットに関する情報通信技術

基本方針

「生きる力」を育む教育を推進し、未来を担う人づくりをすすめるため、家庭や地域と連携しながら学校教育の充実を図るとともに、教職員の資質の向上や学校教育施設等の整備に努めます。

施策の体系

「生きる力」を身につけた子どもの育成

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 教育研究の充実
- (4) 学校教育施設等の整備・充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
不登校児童生徒数	人	108	70 人以下
学校施設の耐震化率 (※)	%	67.7	100
中学校普通教室への地上デジタル対応テレビの導入	台/教室	0	1
学校図書の貸し出し冊数	年間冊数 (一人当たり)	小：79.3 中：19.9	小：100 中：30.0
教育サポーター活用件数	件	400	480
「サマー楽習会」参加者数	人	276	446

(※) 学校施設の耐震化率：学校施設のうち、耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物の耐震化率

具体的な施策と内容

(1) 幼児教育の充実

○家庭や幼稚園、小学校等との情報交換を密にしながら、多様なニーズに対応した幼稚園の教育環境や教育内容の充実に努めます。

【主な取組み】

- ・幼稚園と小学校などとの連携強化

(2) 学校教育の充実

重点施策

- 教育活動充実のため、地域人材を活用した学校支援体制を整え、子どもたちへの専門的支援活動を展開します。
- 特別な配慮を要する子どもたちの自立と社会参加を目指して教育環境の確保と特別支援教育の振興を図ります。
- 義務教育9年間を見通した系統的・継続的な指導を行い、「生きる力」を育みます。
- 各学校における学力向上や不登校の未然防止と解消のために、学校と家庭等の協力による情報共有に努めるとともに、経験豊かな教育サポーターと相談員による長期的なサポートに努めます。
- 子どもたちのコミュニケーションスキルや対人関係形成能力を育みます。
- 教育の機会均等が確保されるよう、今後も多面的な支援を図ります。

【主な取組み】

- ・学校支援職員配置
- ・特別支援教育の推進
- ・小中一貫・連携教育の推進
- ・不登校児童生徒の適応指導
- ・教育サポート事業の充実
- ・サマー楽習会の開催
- ・要保護・準要保護児童生徒就学援助

(3) 教育研究の充実

- 研究発表会を実施し、研究の委嘱を通して職員の授業力・保育力の向上を図ります。
- 八代地区科学発明展を実施し、児童生徒の科学に対する興味・関心を喚起し、科学する心の育成を図ります。
- 教育論文の募集を通して教職員の資質の向上を図ります。
- 幅広く人材を集め、質が高く子どもたちにとってわかりやすい副読本を作成します。

【主な取組み】

- ・健康教育推進園の育成
- ・教育研究校（園）の推進
- ・八代地区科学発明展の開催
- ・教育論文の募集
- ・副読本の刊行

(4) 学校教育施設等の整備・充実

重点施策

- 学校施設耐震化については、今後も優先的に取り組みます。
- ICT授業に対して、児童生徒、教師それぞれの立場で必要としていることなど現状を把握し、対応策を講じていきます。
- 学校図書館図書については、真に必要な図書や、より新しい情報を取り入れた図書を購入するなど蔵書の刷新を図りながら充足率を向上させていくよう努めます。
- 安全で安心な学校給食が実施されるよう、安全な食材の使用に十分に配慮するとともに、衛生管理の充実した施設・設備の整備を計画的に進めます。

【主な取組み】

- ・学校施設耐震化の推進
- ・I C T教育の推進
- ・学校・幼稚園施設の整備
- ・学校給食施設の管理運営整備

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
特別支援教育支援員数	人／校	0.86	1.0
I C T教育の延べ受講者数	人	78	500
学校図書充足率	%	小：101.1	100 以上
		中： 88.4	100

市民や地域の取組み

- 学校・幼稚園・保育園、家庭、地域の連携を図り、八代市の教育、子育てについて考えましょう。

第2項 学校と家庭と地域社会が 連携した子どもの育成

現状と課題

- 核家族化や都市化の進行、地域の連帯感の希薄化により子どもの成長を支える「家庭の教育力」や「地域の教育力」の低下がいわれる中、「学校・家庭・地域社会等の連携」が求められています。
地域コミュニティを活性化し、子どもたちがのびのび活動できる安全・安心な居場所づくりなど、学校・家庭・地域社会・各種団体が連携を取り、子どもの健全育成を図る必要があります。
- 地域交流については、各校区において順調に進んでいるものの、事業のマンネリ化が進みつつあります。今後は多くの市民の参加が得られるような工夫が行えるよう支援していく必要があります。
- 子どもの安全確保については、警察、市、県と連携して小学校の通学路危険個所の合同点検を行うなど、関係団体の連携による対策を講じる必要があります。
- 携帯電話やインターネット等の急速な普及により、子どもが絡んだ事件や非行の状況は年々低年齢化・深刻化しています。
青少年の健全育成は、継続することで地域に安全の輪が広がり、非行の起きにくい環境が整い効果が持続するものであり、今後も行政をはじめ関係機関と地域が連携して取り組むことが必要です。
- さまざまな環境変化により友達関係や学校・家庭のことなどで悩みを持つ子どもたちや、子育てで悩みを持つ保護者が増えていることから、児童・生徒・青少年・保護者などに対して、相談窓口の周知を図り、不安や悩みの解消に努める必要があります。

基本方針

学校・家庭・地域社会・各種団体などが連携し、情報交換や相談体制の充実を図り、子どもの健全な育成を目指します。

施策の体系

学校と家庭と地域社会が連携した子どもの育成

- (1) 学校・家庭・地域社会との連携
- (2) 青少年健全育成

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
放課後対策事業実施率(※)	%	71	90

家庭教育学級参加者数	人	14,222	15,000
青少年問題に関する相談	件	322	300

(※) 放課後対策事業実施率：(放課後子ども教室・放課後児童クラブ) 実施校区数 / 全校区数

具体的な施策と内容

(1) 学校・家庭・地域社会との連携

重点施策

- 放課後子ども教室では、指導力や活動意欲の向上・活動内容の充実を図るとともに、放課後対策事業未実施校区の解消に取り組みます。また、各運営スタッフの確保を地域へ働きかけます。
- 各校区で行われている地域（世代間）交流については、個々に取り組みれていたイベントの集約により催しの規模を拡大するなど、より多くの市民が参加できるよう、企画段階から指導・助言を行います。
- 総合社会教育推進協議会や新たな住民自治組織である「地域協議会」等と連携を図りながら、地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもを育てる活動を推進していきます。
- 学校評議員からの意見を受けた学校の取り組みや改善点については、あらゆる機会を利用して改善等に取り組みます。
- 通学路の危険個所の改善に取り組みます。

【主な取り組み】

- ・放課後子ども教室の推進
- ・地域(世代間)交流の推進
- ・地域(団体)で子どもを育てる活動の支援
- ・学校評議員からの意見の反映

(2) 青少年健全育成

- 学校、家庭、関係機関・団体との緊密な連携により情報の交換・交流を行うとともに、指導員研修等を行いながら街頭指導に取り組みます。
- ヤングテレホンやつしろにおける相談業務については、関係機関との情報交換・連携に努め、より迅速かつきめ細かな対応に取り組みます。
- 犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、犯罪や非行の未然防止と、罪を犯した人たちの更生について、保護司会等の更生保護団体と協働で取り組みます。

【主な取り組み】

- ・街頭指導の実施
- ・ヤングテレホンやつしろの充実
- ・社会を明るくする運動の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
放課後子ども教室開設数	校	3	6
家庭教育学級開設数	学級	48	50
街頭指導実施回数	回	301	320
青少年指導員・相談員研修回数	回	4	10

市民や地域の取組み

- 普段から地域で、青少年に対するあいさつ・声かけ・見守りを行い、コミュニケーションを図りましょう。

第2節 生涯を通じた学びのまちづくり

第1項 生涯学習社会の構築

現状と課題

- 社会環境や生活環境の変化に伴い、社会のさまざまな変化に対応できるよう、社会的、公共的課題について幅広く学習できる環境が求められており、多様化・高度化する市民や地域のニーズに対応した生涯学習活動の充実に努める必要があります。
- 少子高齢化の時代に青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや青少年の問題は大人社会の反映であることを踏まえ、青少年体験活動の場として、市内関連施設を活用した体験交流事業を進めています。
- 社会教育団体については、組織人員の減少を食い止めるとともに、会員の参加、活動意欲を高めるなど、社会教育団体が主体となって課題の解決や事業実施を行えるように支援する必要があります。
- 住民自治によるまちづくりの推進に伴い、校区公民館が新たな住民自治活動の拠点施設に位置づけられることから、生涯学習の中核施設としての中央公民館の機能を充実していく必要があります。
- 図書館は、生涯学習の中核施設及び地域の情報センターとして、市民の生涯学習及び文化活動に貢献できるよう図書資料を充実し、質の高いサービスを行うとともに、各種行事、講座、展示等を通じ、読書活動を推進する必要があります。
- 博物館については、市民が郷土の歴史・文化について確かな知識を持ち、八代の将来を拓く大切な人材となる一助となるような講座・講演会活動等の充実が期待されています。
- 社会教育施設には、築後40年以上を経過する公民館をはじめ、20年以上を経過する図書館や博物館など、施設の整備・改修の時期を迎える施設が多くあります。市民に安全で快適、便利な学習機能を提供し続けるためには、今後計画的な施設の維持管理に努めるとともに、管理運営の効率化や利活用の方法などについても検討を進める必要があります。

基本方針

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、社会教育施設間の連携を図るとともに多様な分野の学習プログラムの構築を目指します。

施策の体系

生涯学習社会の構築

- (1) 生涯学習推進体制の整備・再編
- (2) 生涯学習機会及び学習情報の提供
- (3) 社会教育施設の整備・充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
青少年体験活動事業満足度	%	93.1	95
公民館利用者数	人	390,712	400,000
図書貸出冊数	冊	412,919	600,000
図書館入館者数	人	343,720	398,000
博物館入館者数	人	27,432	29,000

具体的な施策と内容

(1) 生涯学習推進体制の整備・再編

重点施策

- 住民自治によるまちづくりの推進に伴い、生涯学習推進体制の充実を図るため校区公民館体制から中央公民館体制への再編を図ります。併せて、市民の多様なニーズに対応し、市民がいつでも学びたい時に学習ができる生涯学習社会構築の推進役となる社会教育主事の育成、充実を図ります。
- 八代市PTA連絡協議会及び八代市地域婦人会については、魅力を外に訴える活動や会員の興味・関心に基づいたグループやサークルの開設など、時代のニーズにあった事業を計画的に展開するための企画段階からの指導・助言を行います。
- 子ども会連合会については、子ども会連合会が主体となって事業を開催できるよう指導・助言を行っていきます。
- 成人式については、毎年実行委員会において時代のニーズに合った内容を検討します。

【主な取組み】

- ・生涯学習推進体制の再編
- ・社会教育主事の育成
- ・社会教育団体の育成

(2) 生涯学習機会及び学習情報の提供

- 生涯学習に対する市民や地域のニーズを反映し、各種講座の開設など生涯学習の充実に努めます。
- 日頃体験できない野外活動等の青少年体験活動事業を開催します。また、併せてリーダー及びボランティアスタッフの養成に努めます。

- 幅広く生涯学習を推進していくため、必要とされる分野の指導者の開拓等を行い、生涯学習指導者名簿の登録者数や登録内容の充実を図ります。また、指導者名簿の周知を図るため、個人情報の保護も考慮しながら、新たな情報発信の取組みを検討します。
- 図書館は、サービスのさらなる向上を図るとともに、市民・ボランティア・民間団体等との協働による図書館運営を推進します。
また、市民のニーズに沿った資料の収集、保存、提供を図り、市民の調査・研究、学習や、文化活動を支援するとともに、誰もが読書を楽しむことができるようにさまざまな種類の図書資料を整備します。
- 博物館では、市民が自らも参加し、楽しく学ぶことができる講座活動や、歴史や文化、芸術などの分野における最新の情報を知ることができる講演会を市民に提供するとともに、内容の一層の充実を図ります。

【主な取組み】

- ・公民館講座、家庭教育学級、高齢者教室、婦人学級等の開催
- ・青少年体験活動の場の提供
- ・読書活動の推進
- ・博物館講座・講演会活動の推進

(3) 社会教育施設の整備・充実

- 校区公民館の改修計画を策定の上、改修を図っていきます。
- 既存施設の活用も視野に入れ、中央公民館の機能を整備し、市民がいつでも、どこでも、学びたいとき、自らに適した方法を選んで学習ができる環境を整備します。
- 社会教育センターについては、効率的な施設利用を図るため現在の利用状況や地区の要望等を整理し、新たな利活用の方法を検討します。
- 八竜山自然公園は、天体や宇宙等について学べる県南唯一の施設であり、天文台の利用者及びコテージ、バンガロー等の利用客の増加を図るため、イベントの充実や広報により市内外への周知を図ります。
- 豊かな自然環境での野外活動や、創作活動などの体験学習を実践し、心身の鍛錬や新しい仲間との交流を図ります。
- 図書館の施設・設備の改修等を計画的に進めるとともに、図書館システムの利便性の向上を図ります。
- 博物館では、施設・設備の良好な維持・補修に努め、市民の学習や発表の場としての快適な環境を提供します。

【主な取組み】

- ・社会教育施設の利活用の見直し
- ・中央公民館機能の整備
- ・社会教育施設の整備・改修

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
公民館主催講座数（地域公民館講座・市民講座）	講座	17	30
公民館自主講座クラブ数	団体	165	180
図書館開館日数	日	270	340
博物館講座・講演会開催数	回	23	30

市民や地域の取組み

- 公民館の活動に積極的に参加しましょう。
- 図書館から本を借りて読んだり、施設を利用しましょう。
- 博物館で郷土について楽しく学びましょう。
- 学んでみたい学習プログラムを提案しましょう。
- 自ら企画して学習活動を楽しみましょう。

第3節 スポーツに親しめる環境づくり

第1項 スポーツによるまちづくり

現状と課題

- 市民の誰もが年齢や体力に関係なくスポーツに親しめる環境づくりを通してレクリエーションとしてのスポーツの普及・推進が必要です。
市では、スポーツに親しむきっかけづくりとして、スポーツ推進委員とともにニュースポーツの普及に取り組んでいます。また、指導者の養成については、スポーツ講習会の開催、指導者講習会などにより、指導力の向上を図っていますが、体育協会と連携した取り組みが必要となっています。
- 総合型地域スポーツクラブは、現在2クラブが設立されており、健康づくり、体力づくりの場として、また、地域づくりの場として活動されています。今後もその設立支援、育成を図る必要があります。
また、市民が身近にスポーツに親しめるよう、八代市体育協会の行う活動に対する支援に努める必要があります。
- スポーツ大会の誘致については、全国小学生ABCバドミントン大会など全国規模の大会を開催しています。また、市内で継続して開催される九州大会以上の大会の主催者等に対し、優勝旗や優勝杯を貸与する事業を実施するなど、大会の誘致に努めています。
- 全国規模のスポーツ大会が可能な施設から市民が身近に利用できる施設まで、さまざまな体育施設の整備が進められてきました。本市は「スポーツによるまちづくり」を目指しており、多様なスポーツ活動に対応するには、県営運動公園や民間スポーツ施設との連携が必要です。
- 地域の拠点となる体育施設の整備については、大規模大会の誘致が可能となるような施設の整備充実を積極的に進めながら、利用頻度の少ない施設については、統廃合などの合理化を進める必要があります。また、管理運営の見直しなども検討する必要があります。
- トレーニング器具などの利用者が、安全安心かつ効果的に利用できるよう、専門の人材配置を充実する必要があります。
- スポーツ関係の情報発信については、さまざまな情報提供が可能となるよう、ホームページ等のさらなる充実を図る必要があります。

基本方針

多くの市民がスポーツやレクリエーションに参加できるよう、スポーツ行事の充実や各種スポーツ団体の育成、体育施設の整備、専門職員の配置などスポーツ環境の整備を行います。

施策の体系

スポーツによるまちづくり

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 地域スポーツの推進
- (3) 競技スポーツの推進
- (4) スポーツ活動を広げる環境づくり

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
ニュースポーツ用具利用者数	人	8,376	13,000
市民体育祭参加者数	人	3,829	4,500
全国大会出場入賞件数	件	17	23
体育施設の利用者数	人	532,575	550,000

具体的な施策と内容

(1) 生涯スポーツの推進

- スポーツに親しむきっかけづくりとして、気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図ります。
- 競技スポーツやニュースポーツなどスポーツ活動全般に関する正しい知識と技能を修得するためにスポーツ推進委員の研修の充実を図ります。
- 誰もが楽しく気軽にスポーツ活動に参加できるように、スポーツ用具貸出を促進します。

【主な取組み】

- ・スポーツ推進委員の派遣
- ・ニュースポーツ用具の貸出

(2) 地域スポーツの推進

- スポーツを通じた地域交流を促進するため、校区体育協会や地域スポーツ団体と連携し、市民体育祭や校区対抗駅伝大会等を開催します。

【主な取組み】

- ・市民体育祭、校区対抗駅伝大会の開催

(3) 競技スポーツの推進

重点施策

- 全国小学生ABCバドミントン大会などの全国規模の大会を開催して、各競技団体が主体となって大会等を運営することで、競技団体の活性化と組織力の強化を図るとともに、トップレベルのプレーを間近に見ることで、競技への関心と競技力の向上を促します。

○九州大会以上の大会へ出場する選手等に対し顕彰を行い、選手や指導者、関係者の意欲を促進し、競技力の向上を図ります。

【主な取組み】

・全国・九州レベルのスポーツ大会の誘致、運営への支援

(4) スポーツ活動を広げる環境づくり

重点施策

- 市民の多様なスポーツ活動を促進するため、計画的に体育施設の整備を推進するとともに、効率的・効果的な体育施設の管理運営に努めます。
- トレーニング施設にスポーツトレーナー等の専門の職員を配置します。
- 校区民体育祭など、多くの市民が参加できる地域スポーツ大会の開催を支援します。
- 総合型スポーツクラブの安定した運営が可能となるよう、活動拠点の確保や公共施設使用について支援を行います。
- 独自のホームページを作成し、さまざまなスポーツ関係情報を提供します。また、利便性向上のために、予約システムの拡充を行います。

【主な取組み】

- ・体育施設の整備、充実事業
- ・専門職員の配置
- ・地域スポーツ大会開催の支援
- ・ホームページの充実
- ・予約システムの拡充

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
スポーツ推進委員の派遣件数	件	19	25
大会出場者数(九州大会以上)	人	906	1,000

市民や地域の取組み

- スポーツを通して、たくさんの仲間と交流しましょう。
- 体育施設の有効活用について、提案しましょう。

第4節 文化のかおり高いまちづくり

第1項 伝統の継承・活用と八代の文化の創造

現状と課題

- 八代市には、古麓・麦島・八代の各城跡をはじめとする遺跡や、妙見祭や久連子古代踊りに代表される民俗文化財、干拓樋門や石橋など、多くの有形無形の歴史遺産がありますが、それらの保存・活用は十分ではなく、文化財については市民参加も含めた常日頃の維持管理などが必要となっています。
- 妙見祭ガイド養成、わがまちガイド養成講座、史跡めぐり、出前講座等の実施により、文化財保護への協力者・理解者の裾野は広がっており、今後も継続的な取り組みを実施する必要があります。
- 民俗芸能の後継者不足が深刻化しており、その育成に努めるとともに、映像記録化や各芸能の古記録・音楽の採譜等を計画的に進める必要があります。
- 「八代市文化振興計画」に沿った文化施策を推進していますが、現状に即した内容の見直しが必要となっています。
- 八代市文化協会への委託事業である「八代市文化祭」については、後継者不足から参加者数は減少傾向にあります。
- こども伝統文化体験・発表会については、参加者の増加が図られるよう、内容の見直しを検討していく必要があります。
- 市には厚生会館などの文化施設があります。これらの施設は市民の発表の場として活用されるとともに、すぐれた芸術文化に接する機会を提供しています。しかし、多様化する市民のニーズに対応した施設の改善や、老朽化の進んだ設備の更新も必要となっています。

基本方針

八代の歴史への理解を深める文化財の保存・活用に努め、伝承文化の継承及び芸術・文化の振興を進めるとともに、文化施設の整備・充実を図り、新しい八代の文化を創造します。

施策の体系

伝統の継承・活用と八代の文化の創造

- (1) 文化財の保存・活用と伝承文化の継承
- (2) 芸術・文化活動の推進
- (3) 文化施設の整備・充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
八代市文化祭の来場者数	人	10, 137	10, 500
厚生会館・千丁・鏡文化センター利用者数	人	120, 036	125, 000

具体的な施策と内容

重点施策

(1) 文化財の保存・活用と伝承文化の継承

- 文化財保護法に基づく各種の文化財調査を行い、重要なものは指定や登録等による保護とともにその活用を図ります。
- 国指定文化財の保存管理や整備計画の策定により、将来にわたる保存と整備のビジョンづくりを進めます。
- 平成 34 年度には八代城築城 400 年を迎えることから、八代城跡を中心とする歴史、文化ゾーンの保存・活用事業に重点的に取り組みます。また、平成 15 年度～平成 24 年度にわたり保存処理を施した「麦島城跡出土建築部材」の活用方針の明確化を図ります。
- 地域の文化財を、その周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための仕組みづくりを検討します。
- 妙見祭を適正に保存継承するため、保存に係るガイドライン策定などの仕組みづくりを進めます。
- 史跡めぐりや出前講座の開催、案内板や標木の整備により、文化財保護への理解者を増やす取組みを継続して行います。
- 民俗芸能等の保存、継承に取り組み、後継者育成に努めるとともに、記録化とその活用を進めます。
- 埋蔵文化財の保存と活用を図ります。また、出土遺物や文化財資料の収蔵について、望ましいあり方を検討します。

【主な取組み】

- ・八代城跡や干拓遺跡の保存・活用と国指定化
- ・民俗芸能等の後継者育成と記録保存
- ・文化財講座・史跡めぐり等の開催
- ・八代妙見祭の保存継承

(2) 芸術・文化活動の推進

重点施策

- 八代市文化振興計画については、定期的な見直しを行い計画に沿った文化振興事業を推進します。
- 市民が創造意欲をかきたてられる魅力的なコンサートや演劇、展覧会や講演会などを積極的に開催し、八代市の文化水準の向上を目指すとともに、市民の文化活動に対し発表と鑑賞の場を提供するほか、指導者の育成や講師の紹介など、幅広い支援

を行います。

- 八代市文化祭や文化団体等が開催する自主的な文化行事を促進するとともに、文化団体を育成し、八代の文化の活性化を図ります。
- まちの先生派遣事業、こども伝統文化体験・発表会については、結果を検証しながら継続します。
- 博物館の自主企画による充実した展覧会の開催に努めると同時に、展覧会の運営や広報などについては、博物館友の会をはじめとする市内諸団体や一般の参加を広く求め、市民との協働実現により、展覧会事業をより身近なものと感じてもらえる仕組みを検討します。

【主な取組み】

- ・厚生会館自主文化事業
- ・文化行事の充実・促進
- ・文化団体の育成
- ・博物館特別展覧会の開催

（３）文化施設の整備・充実

- 厚生会館等については、施設相互の連携を深めながら、運営や利用方法などに関する改善を進めます。
- 厚生会館等においては、経年劣化した施設・設備の修繕、改修を計画的に実施し、適切な維持管理を行っていきます。

【主な取組み】

- ・厚生会館等の改修

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
国指定文化財件数	件	10	12
厚生会館・鏡・千丁文化センターの開館日数(※)	日	908	1,041
厚生会館・鏡・千丁文化センター自主文化事業開催件数	件	14	14
特別展覧会入館者数	人	11,975	12,000

※母数は 365 日×3 館=1,095 日

市民や地域の取組み

- ふるさとの歴史や文化に親しみ、大切な文化財を未来へ守り伝えましょう
- すぐれた芸術や文化を楽しみ、わたしたちみんなで八代の文化を創造しましょう。

第3章

安全で快適に暮らせるまち

第1節 うるおいのある快適なまちづくり

第1項 計画的な土地利用の推進

現状と課題

- 本市の土地利用状況（平成23年現在）は、総面積が68,057haで、そのうち都市計画区域が18,662haです。都市計画区域では農用地41.1%、山林26.8%、道路5.9%、河川・水路2.0%、宅地14.6%、その他9.6%となっています。土地の利用は、国土利用計画に沿って、市民生活や産業その他の諸活動が快適かつ効率的に営まれるよう自然環境の保全を図りつつ、総合的かつ計画的に進める必要があります。
- 都市計画については、都市計画マスタープランに掲げられた将来の都市像の実現に向けて努力していますが、概ね5年毎に用途地域の見直しを行っているものの、社会経済情勢等は常に変化することから継続的な取組みが必要です。
- 都市計画法に基づく用途地域の総面積は2,584haあります。用途地域内においては、合理的な土地利用を図るため、建物の規制・誘導を推進してきましたが、地域内には多くの農地が残っており、指定用途に沿った利用促進が課題となっています。
- 農業振興地域の面積は、21,681haであり、そのうち将来にわたり農地等として確保していく区域として農用地区域が6,464ha設定されています。しかし、近年、農業情勢が厳しい中、宅地等へ転用される農地が増加しています。農業の持続的な発展のため、土地利用の混在化を防止していくことが必要です。
- 本市の森林面積は50,225haであり、市の総面積の約74%を占めています。市域の東部と南部には緑と景観に恵まれた中山間地域が点在していることから、木材生産機能の充実や森林の持つ多面的な公益的機能が十分に発揮できるように、必要な森林の確保と整備を図り自然を保護するとともに、市民の憩いの場としても活用する必要があります。
- 現在、埋め立てが進められている加賀島地区・大築島地区については、その有効な土地利用を図ります。
- 地籍調査については、市全体の進捗率は45.0%（平成23年度末現在）です。今後も効率的な事業計画に基づいた事業推進を図っていく必要があります。

基本方針

限りある土地を有効に活用するため、「国土利用計画（八代市計画）」に即して、「都市計画マスタープラン」や「農業振興地域整備計画」、「森林整備計画」の見直しを行い、都市計画制度などを利用した秩序ある土地利用を目指します。

施策の体系

計画的な土地利用の推進

- (1) 土地利用の適切な誘導
- (2) 地籍調査事業の推進

具体的な施策と内容

(1) 土地利用の適切な誘導

- 土地利用に関する基本的な方針である「国土利用計画」に即して、規制・誘導など、適切な方策のもと、秩序ある土地利用を促進します。
- 用途地域等は社会経済情勢等の変化に対応して、必要に応じて見直しを検討します。
- 農業振興地域整備計画は、適宜見直し、開発との調和を取りつつ、優良農地の確保に努めます。
- 「森林整備計画」に基づき、森林の持つ多面的機能を確保するため、持続可能な森林経営の一層の促進に努めます。
- 新八代駅周辺は、乱開発により地区の景観や風紀を損ね、住環境を悪化させる建築物の立地が進む恐れがあることから、これを制限する特定用途制限地域の指定を行いました。今後も八代の玄関口として、良好なまちなみ形成を図ります。

【主な取組み】

- ・国土利用計画（八代市計画）の見直し
- ・農業振興地域整備計画見直し
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・用途地域の見直し
- ・森林整備計画の見直し

(2) 地籍調査事業の推進

- 土地所有者に地籍調査の意義や目的の周知を行うなど、関係権利者の理解と協力を得ながら地籍調査を進めます。

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
地籍調査事業進捗率（※）	%	45.0	60.0

（※）地籍調査事業進捗率：調査対象面積に対する調査済面積の割合

市民や地域の取組み

- 土地利用のルールを知り、みんなで守りましょう。
- 地籍調査に協力しましょう。

第2項 安心で快適な住環境の形成

現状と課題

- 子どもから高齢者まで、また、障がい者や子育て世帯など、あらゆる人々が安心して快適に暮らせる住環境を整備することが必要です。
- 市内全体の住宅数が世帯数を上回り、量から質へ、建設中心のフローからストック重視の施策転換が求められています。
- 市営住宅については、「八代市営住宅長寿命化計画」に沿った改善等を行うとともに、「八代市住生活基本計画」を基に、将来の公営住宅関連の方針等の検討を行う必要があります。
- 不特定多数の人が利用する公共施設及び公共性のある民間の建築物については、誰もが安心して安全に利用できるように、バリアフリー化を進めることが必要です。
- 日常生活や非常時の安全対策に支障をきたしている狭あい道路（幅員 4m 未満の道路）が多数存在していることから、改善が必要です。
- 既存建築物の耐震性、使用されている有害物質（石綿、ホルムアルデヒドなど）対策、適法な維持保全など、建物の安全性が求められています。
- 地震防災対策としての建物の耐震診断や耐震改修の有効性について、市民や建築関係団体に対し、一層の周知を図っていく必要があります。
- 老朽化し、危険な状態で放置されている空き家が増加して、市民の生活環境に危険、不安等の影響を与えている状況があり、その対応が必要です。
- 国内の社会人口は減少の一途であり、本市においても人口が減少し続けている状況にあります。これから都市間の競争は激化することが見込まれ、本市においても住環境の整備をはじめ、さまざまな支援づくりや交流事業等を通して定住化を促進する必要があります。

基本方針

住環境の整備促進を図ります。建築行政の推進、狭あい道路の整備等により住環境の形成を推進し、良質な住宅供給のため市営住宅の管理・運営を行います。また、安心で快適なまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及や耐震化の促進に取り組めます。

なお、人口減少の抑制等を図るため定住の促進を図ります。

施策の体系

安心で快適な住環境の形成

- (1) 住環境の整備
- (2) 良質な住宅の供給
- (3) 耐震化の推進及び建築物の安全対策
- (4) 定住化の促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市営住宅長寿命化計画達成	%	4.4	60.1
市有施設の耐震化率（※）	%	62.1	67.6

（※）市有施設の耐震化率：耐震性のある建築物/全市有施設

具体的な施策と内容

（１）住環境の整備

- 「熊本県建築物安全安心マネジメント計画」に沿って、建築規制の実効性の確保のため、完了検査の徹底、建築士事務所立入、定期報告の督促に重点的に取り組みます。
- 建築確認申請等が行われる建築行為時に、道路後退の指導を徹底します。
- 老朽化し、危険な状態で放置されている「老朽危険空き家」の対応策として、国の補助制度を利用した支援事業を行いながら、指導を行います。
- 高齢者や障がい者、不特定かつ多数の方が利用する建築物をはじめ、全ての建築物において、誰もが円滑に利用できる施設整備に努めます。

【主な取組み】

- ・建築確認や検査体制の整備・充実
- ・道路後退部分の舗装等及び非課税措置による支援
- ・老朽危険空き家の除却の支援（老朽危険空き家等除却促進事業）
- ・バリアフリー化の支援（ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業）

（２）良質な住宅の供給

- 「八代市営住宅長寿命化計画」に沿った住宅の改善を行います。また、今後５年ごとに計画の見直しを検討します。
- 市営住宅における指定管理者制度の導入については、先進地の事例検証も含めて検討を進めます。
- 「八代市住生活基本計画」を基に、良質な住宅の供給方法について検討を進めていきます。

【主な取組み】

- ・公営住宅ストック総合改善事業

（３）耐震化の推進及び建築物の安全対策

- 既存建築物の耐震化の重要性について、市民、事業所、建築関係団体に対し、一層の周知を図ります。
- 既存建築物の耐震化の促進に当たっては、耐震診断及び耐震改修のための支援事業

を実施していきます。

【主な取組み】

- ・民間建築物の耐震化のための支援（民間建築物耐震化促進事業）
- ・公共施設の耐震化の推進

（４）定住化の促進

- 暮らしを支える住環境の整備や就労等の支援を行うとともに、定住化につながる様々な支援策、仕組み等の構築を検討します。
- 豊かな自然環境や観光資源を活かした交流事業等を通じて、また、本市の魅力に関する情報発信を推進することで定住化の促進を図ります。

【主な取組み】

- ・定住に関する各種支援策の検討
- ・定住促進対策事業の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市営住宅長寿命化計画による住宅の改善	棟	9	122
市有施設（特定建築物）の耐震化率（※）	%	79.2	96.2

（※）市有施設（特定建築物）の耐震化率：市有施設のうち、耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物の耐震化率

市民や地域の取組み

- 魅力ある住環境づくりのため、まちづくりのルールを活用し守りましょう。
- 建物の安全性に関心を持ちましょう。

第3項 親しまれる公園や緑地の整備

現状と課題

- 本市には、都市公園が約 79.6ha（63 箇所）あり、市民 1 人あたりの公園面積は 6.4 m²となっており、国の標準（10.0 m²以上）を大きく下回っています。
- 公園・緑地は、市民の憩いの場になるほか、地域コミュニティの形成や健康増進・レクリエーションの場であり、避難場所としての防災機能も有していることから、安全で快適な公園整備を進める必要があります。
- 平成 25 年度策定予定の「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む公園施設の更新を図る必要があります。また、市ホームページなどを利用して、公園管理の充実に向けて市民への幅広い周知と意識向上が必要です。
- 市民と行政が一体となって、身近な緑化の保全や緑化の推進を図る必要があります。

基本方針

レクリエーションや防災など、さまざまな機能を有する公園や緑地の整備を計画的に推進します。

施策の体系

親しまれる公園や緑地の整備

(1) 公園・緑地の充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
公園利用者数（有料公園のみ）	人	71,960	75,000

具体的な施策と内容

(1) 公園・緑地の充実

- 「公園施設長寿命化計画」を基に継続的に施設のリニューアルを進めます。
- 今後増加が予想される高齢者の健康増進に寄与する施設整備を進めます。
- 市ホームページなどを利用して、公園管理の充実に向けて幅広い周知と意識の啓発に努めます。
- 公園等の緑化の推進や公共施設への植樹、植栽や地域における各種団体等の緑化活動の支援を行います。

【主な取組み】

- ・公園等の施設改築や防災設備の充実
(遊具・照明・トイレ・防災倉庫など)

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市民 1 人あたりの公園面積	m ²	6.4	6.7

市民や地域の取組み

- 親しみやすい公園になるように、利用方法を提案しましょう。

第4項 上水道の充実

現状と課題

○本市には、水道局所管と八代生活環境事務組合所管の2つの水道事業と主に山間部を給水区域とする簡易水道事業があり、平成23年度末で68,057人、市民の51.2%が利用しています。

千丁町、鏡町、東陽町及び泉町の水道事業については、八代生活環境事務組合が事業の経営を行っています。(平成23年度末で給水人口19,112人、給水区域内普及率75.6%)

【水道事業】

○平成23年度末で給水人口40,572人、給水区域内普及率57.2%で、給水区域内配水管未整備地区内の井戸水が良質であるため、普及率を上げるための活用等の検討が必要です。

○安定給水及び幹線老朽管更新対策のため、計画的な漏水調査及び更新を行うとともに、更新時期を迎える水源等施設についての対応も求められています。

○広告収入の導入継続や業務委託については、より効果的・効率的な手法について引き続き検討していく必要があります。

○水道未整備地区の配水管布設工事については、合理的、効率的な工事を進めるための検討が必要です。

【簡易水道事業】

○簡易水道事業は、平成23年度末で給水人口5,034人、施設44箇所を有しており、市域の約70%を山間森林地帯が占めることから上水道では対応できない地域も多く、簡易水道事業の果たす役割は大きいものがあります。今後も、水道事業の整備が困難な地域では、簡易水道事業により未普及地域の解消に努めるとともに、安全な飲料水を安定的に供給するため、老朽化した施設の計画的な改良等が必要です。

○人口減少などにより水需要の低下が進む中、施設・設備の維持管理、業務委託等の見直しなどによる業務の効率化を進め、安全で安定した飲料水の確保に努める必要があります。

基本方針

地域の状況を踏まえ、いつでも安心しておいしい水が飲めるよう水道施設整備等を計画的にすすめ、水の安定供給と経営の健全化に努めます。

施策の体系

上水道の充実

- (1) 水の安定供給
- (2) 水道経営の健全化

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
【水道事業】 給水人口	人	40,572	43,000
【簡易水道事業】 給水人口	人	5,034	5,100

具体的な施策と内容

(1) 水の安定供給

【水道事業】

- 地元の要望及び下水道整備計画に併せて給水区域配水管未整備地区の配水管布設を計画的に進め、普及率向上に努めます。
- 幹線配水管の二重化整備及び耐震化を進め、新駅周辺等の新たな水需要・非常時における安定供給水及び幹線老朽管更新対策を図ります。
- 既設老朽配水管の計画的な漏水調査を行い、有収率の向上に努めます。
- 今後も更新時期を迎える水源等施設については計画的に更新します。

【簡易水道事業】

- 災害などに強い施設の整備を進めるとともに、既存の施設においても災害に強い施設の更新を進めます。
- 上水道の整備が困難な地域を中心に、簡易水道事業により未普及地域の解消、普及率の向上を図ります。
- 合理的な水利用の推進に努め維持管理費等の軽減を図るため、近隣施設の統合も視野に入れ、より一層の経営努力に努めます。
- 安全で安心な飲料水を供給するため、市民と連携を図るとともに、維持管理を行う職員及び施設監視人などの研修を実施するなど、資質向上に努めます。

【主な取組み】

- ・水道未普及地域の解消
- ・簡易水道の再編の推進

(2) 水道経営の健全化

【水道事業】

- 広告収入の導入については、スポンサー募集のPR方法等を見直しながら積極的に進めるとともに、業務委託については、業務の見直しを行いさらなる効率化を検討します。
- 経営状況に応じ、老朽管・老朽施設の更新を計画的に進めます。

【簡易水道事業】

- 施設の改良とともに、水源及び水道施設並びにその周辺を常時清潔に保つよう努力します。今後は緊急通報システム装置の設置などの設備投資、業務委託の見直しなどによる業務の効率化を検討します。

○簡易水道事業を計画的に進めるため、経営の健全化はもとより、定期的に適正な料金の見直しを図ります。

【主な取組み】

- ・水道未普及地域の解消
- ・簡易水道の再編の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
【水道事業】 給水区域内普及率（給水人口/給水区域内人口）×100	%	57.2	60.0
【水道事業】 有収率（※）（有収水量/配水量）×100	%	86.9	90.0
【簡易水道事業】 収納率 （水道使用料の調定額に対して収納額の割合）×100	%	97.9	98.0

※有収率：収益につながる配水量の割合

市民や地域の取組み

- 上水道が利用できる人は、進んで利用しましょう。
- 水の大切さを知り、無駄使いをなくしましょう。

第5項 下水道の充実

現状と課題

- 本市の下水道事業は、八代処理区、八代東部処理区、千丁処理区及び鏡処理区の4処理区があり、平成23年度末現在での普及率(※1)は約42.2%、水洗化率(※2)は約76.9%となっています。
- 下水道については、平成23年度末現在で1,071ヵ所が整備されており、今後も引き続き快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図っていきます。また、水処理センターについても、面整備に併せて施設増設等を計画的に行っていく必要があります。
- 市街地における雨水排水については、近年ゲリラ豪雨の多発により浸水被害が増加傾向にあります。そのため、計画的に浸水対策を行っていく必要があります。
- 今後の下水道の事業運営については、施設のランニングコストの抑制に努めるとともに、取り巻く環境の変化へ柔軟に対応していくため、更なる経営の安定化・透明性に努める必要があります。

(※1) 普及率：市全体の人のうち、下水道整備が終了し、下水道が利用できる人の割合

(※2) 水洗化率：下水道が利用できる人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合

基本方針

公共用水域の水質保全や浸水防除を進めるため、下水道の整備や維持・管理を適切に行い、処理施設の整備・充実を図るとともに、公営企業として経営の健全化・安定化に努めます。

施策の体系

下水道の充実

- (1) 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全
- (2) 市街地における浸水防除
- (3) 下水道経営の健全化

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
下水道普及人口	人	56,049	61,000

具体的な施策と内容

(1) 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全

- 公共下水道（汚水）の計画的な整備を進めます。
- 水処理センターについては、施設の老朽化に伴い長寿命化のための第2期改築工事（主に水処理施設の改修）を実施します。

【主な取組み】

- ・公共下水道（汚水）の整備と普及
- ・水処理センター施設の整備
- ・中央中継・松崎中継ポンプ場施設の整備

(2) 市街地における浸水防除

- 近年多発しているゲリラ豪雨による浸水被害が増加傾向にあるため、雨水計画の見直しも含めて整備を進めます。
- 日奈久浜町ポンプ場については、施設の老朽化に伴い、耐震対策及び長寿命化のための改築工事を実施します。
- 未整備排水路の改良並びに排水路の修繕を行い、浸水防除と環境整備を図ります。

【主な取組み】

- ・浸水被害対策
- ・公共下水道（雨水）の整備
- ・日奈久浜町ポンプ場施設の整備

(3) 下水道経営の健全化

- 下水道への接続を啓発し、下水道普及率、水洗化率の向上を図り、安定経営に努めます。
- 地方公営企業法の適用により、企業会計を導入することで経営状況や財政状態をより明確にし、将来の経営計画や事業方針の策定につなげます。

【主な取組み】

- ・企業会計の導入

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
下水道普及率（人口比）	%	42.2	48.2
下水道水洗化率（人口比）	%	76.9	81.5

市民や地域の取組み

- 下水道が利用できる人は、進んで利用しましょう。
- 適切な下水道の利用に努めましょう。

第6項 魅力ある都市（市街地）形成

現状と課題

- 都市機能の集積など、中心市街地の活性化やコンパクトシティの実現に向けた取り組みは、長期的な視点で取り組む必要があるため、今後も一貫した方向性を持って事業を実施していく必要があります。
- 開発許可事務が平成24年度より県から市に権限委譲されたことを受けて、地域特性などに配慮した市街地の形成を図る必要があります。
- 新八代駅を中心とした道路ネットワーク整備のため、新八代駅周辺から中心市街地への結節強化及び近郊から新八代駅へのアクセス強化のための道路整備等が必要となっています。
- 魅力ある市街地を形成するために、都市景観の果たす役割はますます重要となっています。また、個性あふれる景観の整備や地域レベルでの住環境の整備が望まれています。

基本方針

中心市街地や新幹線駅周辺、既成市街地など、地域特性を踏まえた整備、開発許可制度の適切な運用などをすすめ、安全で快適な市街地環境を形成します。

施策の体系

魅力ある都市（市街地）形成

- (1) 良好な市街地の形成
- (2) 広域交流拠点の整備
- (3) 都市景観の形成・向上

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
八千把地区土地区画整理事業宅地化率(※)	%	14.2	34.4

(※) 宅地化率：宅地として利用可能となった土地面積/計画宅地面積

具体的な施策と内容

(1) 良好な市街地の整備

- 地域特性などに配慮した市街地の形成を図ります。
- 八千把地区土地区画整理事業についてはコスト縮減に努めるとともに、早期の事業完了を目指します。
- 区画整理事業の重要な財源となる保留地(市が売却する土地)については、メディアを活用した情報発信を行い、販売促進に努めます。

【主な取組み】

・土地区画整理事業（八千把地区）の推進

（２）広域交流拠点の整備

○新八代駅から中心市街地への結節強化及び近郊から新八代駅へのアクセス強化のための道路整備等を進め、拠点機能の強化を図ります。

【主な取組み】

・新八代駅周辺の整備（（仮）南北アクセス道路、（仮）東西アクセス道路、国道、県道）

（３）都市景観の形成・向上

○都市計画マスタープランに基づき、自然・歴史的景観を維持保全していくとともに、自然・歴史的環境と調和した都市づくりを推進します。

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
八千把地区土地区画整理事業進捗率	%	63.4	100

市民や地域の取組み

- 土地区画整理事業や開発許可制度について理解しましょう。
- 家を建てるときに、色や形が周りになじむようにしましょう。

第2節 安全で安心なまちづくり

第1項 防災・消防体制の整備

現状と課題

- 近年、東日本大震災をはじめ全国各地で地震や集中豪雨による自然災害が多発しており、本市においても沿岸部は海拔0メートル地帯が広がっていることから、河川の氾濫や台風による高潮被害のおそれがあり、また、山間部では崖崩れなどの土砂災害が発生しています。さらに、布田川・日奈久断層が市域を縦断しており、震災に対する不安もあります。
このような状況のなか、総合防災訓練を防災関係機関と連携し実施していますが、地域特性を考慮し、また、多くの一般市民が参加できる体験型の訓練へ改善を図る必要があります。また、住民参加型防災訓練は全ての校区で実施していますが、地域の事業所などに対する訓練への参画、市民の参加促進に努める必要があります。
- 自主防災組織については、結成後の支援を実施することにより、活動内容の充実を図っていく必要があります。
- さまざまな災害による被害を最小限にとどめるための情報伝達手段や防災基盤の整備及び防災体制の充実が求められています。本市の災害特性に合った地域防災計画へ見直すとともに、地震防災マップや洪水・高潮ハザードマップなど市民へ広く周知を図る必要があります。
- 防災行政無線については、放送が聞こえにくい地域や電波受信が不安定な地域があり、改善が必要となっています。
- 地域防災の担い手である消防団員は充足していない状況であり、少子高齢化及び社会情勢の変化から、団員の確保は今後も厳しい状況が予想されます。
また、消防団の資機材についても、消防団の要望に十分対応できていない現状があるため、より現実的で優先度を加味した整備の実施が必要となっています。
- 消防水利については、消防庁が定める配置基準に基づいた整備計画を策定し、実施していく必要があります。

基本方針

災害に対応するための防災基盤や消防体制等を強化し、消防団員の確保と自主防災組織の組織率向上の支援や防災訓練などを実施し、防災・減災対策に取り組みます。

施策の体系

防災・消防体制の整備

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 防災基盤・体制の充実
- (3) 消防力の充実
- (4) 救急体制強化の促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
自主防災組織結成率	%	75.5	80 以上
消防水利の充足率	%	31.2	34.0

具体的な施策と内容

(1) 防災意識の高揚

重点施策

- 総合防災訓練の訓練内容などを検討し、防災訓練を実施します。
- 住民参加型防災訓練を全校区で実施します。
- 各地域での防災訓練や災害マップの作成を呼びかけ、自主防災組織の強化を図ります。

【主な取組み】

- ・総合防災訓練の実施
- ・住民参加型防災訓練の実施
- ・自主防災組織の組織強化

(2) 防災基盤・体制の充実

重点施策

- 本市の災害特性に合った地域防災計画へ見直し、市民等へ周知します。
- 防災行政無線の聞こえにくい地域については、調査や点検を実施するとともに、計画的に MCA 屋外拡声子局を整備します。
- 防災行政無線だけでなく、緊急配信メールやHP等での情報伝達に加え、多様な方法で広く市民に伝達できるよう体制づくりを進めます。
- り災者等へ当面必要となる食糧や物資等を随時見直し、その時点に応じた計画を策定し、円滑供給に繋げるなど防災備蓄倉庫の整備充実に努めます。
- 既存の洪水・高潮ハザードマップの見直しをはじめ、校区ハザードマップや防災カルテを作成し、災害時に活用できるよう市民へ周知します。

【主な取組み】

- ・防災行政無線の整備
- ・防災備蓄倉庫の整備充実
- ・校区ハザードマップ、防災カルテの作成

・地域防災座談会の実施

(3) 消防力の充実

- 消防団の資機材（車両、ポンプ、車庫等）を計画的に整備します。
- 消防水利は、消防庁から具体的な配置基準が示されたことを受け、整備計画の策定を検討します。
- 消防団員の確保、育成については、「消防団活性化計画」を策定し強化します。
- 消防団を補完する機能別団員を新設します。

【主な取組み】
・消防団施設設備の整備
・消防水利（防火水槽・消火栓等）の計画策定と整備
・消防団員及び機能別消防団員の確保及び育成

(4) 救急体制強化の促進

- 八代圏域の救急医療機関を支援します。
- 市立病院は、二次救急医療機関として救急患者の受け入れ体制の充実に努めます。

【主な取組み】
・救急医療機関（病院群輪番制病院）の支援

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
住民参加型防災訓練 ※市内全域（全小学校区）で実施	箇所/年	2	3
防災備蓄倉庫(備蓄品)の配備箇所 ※市内全域（全小学校区）をカバーするための備蓄品を配備する箇所数	箇所	25	27
アルファ米備蓄量（※）	食	8,200	16,500

(※) アルファ米：精白米を炊飯後に急速乾燥した加工食品

市民や地域の取組み

- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 地域で自主防災組織を設立し、みんなで災害から身を守りましょう。
- 消防団への加入を促進するとともに消防団活動への理解と協力を深めましょう。

第2項 危機管理体制の強化

現状と課題

- 本市では平成19年度に「八代市危機管理指針」及び「職員行動マニュアル」を策定し、あらゆる危機事態に対応する体制の整備を進めてきました。
- 今後は、八代市危機管理指針に基づき、危機事態の発生を未然に防止し、発生した危機事態に対し迅速的確に対応するため、マニュアルを更新する必要があります。
- また、武力攻撃やテロを想定し、市民の生命・身体・財産を保護するための措置に関する訓練を防災訓練と合同で開催するとともに、訓練内容の検証も必要となっています。

基本方針

自然災害以外のさまざまな危機事態から市民の生命や財産を守るため、危機管理体制の強化に努めるとともに、国民保護計画や危機管理指針の充実を図ります。

施策の体系

危機管理体制の強化

(1) 危機管理指針・計画等の整備

具体的な施策と内容

(1) 危機管理指針・計画等の整備

- 国民保護訓練（国民保護関係）を毎年実施します。
- 危機管理関係の個別対応マニュアルを新たに作成します。

【主な取組み】

- ・国民保護訓練の実施（国民保護関係）
- ・個別対応マニュアルの更新（危機管理関係）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
国民保護訓練の回数(累計)	回	4	10

市民や地域の取組み

- もしもの事態に備えて、身の安全を守るための知識を深めましょう。

第3項 洪水・崖崩れ防止対策の促進

現状と課題

- 本市の山間部は地形が急峻であるため、急傾斜崩壊危険箇所、地すべり危険箇所が多く、市民の安全な生活を確保するために計画的な土砂災害対策が必要です。また、土石流危険渓流箇所が多数あり、豪雨による土石流の発生に対する不安もあります。
- 土砂災害特別地域に指定された地域においては、「土砂災害マップ」の有効活用や避難体制等を検討する必要があります。
- 治山事業については、事業実施により市民生活の安全性が高められ一定の成果はありますが、集中豪雨等による自然災害は新たな事業実施の必要箇所を生み出しており、山地災害から市民を守るため継続して整備を行う必要があります。
- 八代海沿岸の地域の大半が干拓地となっており、台風などの風水害によって高潮や洪水の被害を受けやすくなっています。近年の局地的集中豪雨や大型台風などにより、浸水被害が増大しており、浸水対策等が必要です。

基本方針

市民の安全な生活を確保するため土砂災害対策や洪水対策などを促進します。

施策の体系

洪水・崖崩れ防止対策の促進

- (1) 土砂災害防止の促進
- (2) 洪水防御の促進

具体的な施策と内容

(1) 土砂災害防止の促進

- 土砂災害特別地域に指定された地域には、危険箇所等が記載されている「土砂災害マップ」を計画的に配布し、平時から災害について意識の啓発を図ります。また、危険箇所地域には、自主防災組織などを活用し、緊急時の連絡体制の強化や避難誘導の体制を構築します。
- 土石流が発生する恐れの高い場所、山間地帯における急傾斜地崩壊・地すべりなど危険箇所における対策事業の促進を図ります。

【主な取組み】

・急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、土石流防止対策などの促進

(2) 洪水防御の促進

- 河川においては、護岸崩壊や漏水などを防止する河川改修を行い、海岸や河口部においては、高潮対策事業など堤防の保全・整備を促進します。

【主な取組み】

・河川改修、高潮対策などの促進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
土砂災害マップの配布率	%	-	50.0
中山間地域で出前講座等の実施回数	回/年	5	8

市民や地域の取組み

- 身の回りにある洪水・崖崩れの危険箇所をチェックしましょう。
- 防災情報のチェックや早目の避難を行いましょう

第4項 防犯の推進と安全な消費生活の確保

現状と課題

- 県内における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、犯罪発生件数は依然として高い状況にあります。
今後は、「地域の安全は地域で守る」という認識のもとに町内会、老人会、PTAなどで組織される自主防犯組織の拡大強化を推進し、防犯関係団体と連携し犯罪抑制に努める必要があります。
- 近年、悪徳商法や架空請求などによる消費者問題が深刻化しています。消費生活トラブルについては、県と連携して消費者教育を行っていますが、対象者に合わせた啓発事業を継続して実施する必要があります。
- 平成21年、消費者庁が発足、消費者安全法が制定されたことを受け、県の事業を活用し消費生活センターの運営や相談員の研修等を行ってきました。今後は、市における消費者を取り巻く現状や課題を整理したうえで、より効果的に消費者施策を推進することが必要です。

基本方針

犯罪を未然に防止するために、地域が一体となった防犯活動を推進します。また、消費者問題に対する相談窓口を強化するとともに、被害に遭わないための啓発活動を推進します。

施策の体系

防犯の推進と安全な消費生活の確保

- (1) 防犯対策の推進
- (2) 消費者意識啓発の推進
- (3) 消費生活相談の充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
年間犯罪認知件数	件	1,133	1,000
消費者啓発講座受講者	人	265	400
悪徳商法被害回復率(※)	%	13.8	20.0

(※) 悪徳商法被害回復率：被害総額に対する回復額の割合

具体的な施策と内容

(1) 防犯対策の推進

- 夜間の犯罪を防ぐため、地域と連携し、防犯灯整備のための設置補助を進めます。
- 自主防犯組織（校区パトロール隊）の育成については、防犯ボランティアの組織拡大を推進し、防犯関係団体と連携し犯罪抑制に努めます。

【主な取組み】

- ・防犯灯設置費の補助
- ・自主防犯組織（校区パトロール隊）の育成

(2) 消費者意識啓発の推進

- 高齢者被害をはじめ、相談の上位を占める融資サービス、放送・コンテンツ等に関する情報を重点的に発信し、被害を未然に防ぐことに努めます。
- 相談が増加している若年世代の被害や将来の多重債務者の発生を減少させるため、青少年期からの消費者教育を強化します。

【主な取組み】

- ・消費生活に関する情報提供
- ・消費者教育の推進

(3) 消費生活相談の充実

- 消費者被害の防止と迅速な解決を図るため、消費者施策を推進するための計画の策定等を通して、見守りのためのネットワークの構築や多重債務者の救済等を強化します。

【主な取組み】

- ・消費生活相談機能の強化
- ・見守りネットワーク構築
- ・多重債務者救済

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
防犯ボランティアの登録者数(※)	人	8,443	10,000
消費者啓発講座開催	回	6	10
消費者トラブル新規相談件数	件	633	650

(※) 防犯ボランティア登録者数：八代署、氷川署への登録者数の合計

市民や地域の取組み

- 地域が一体となって防犯対策を行い、安心・安全なまちづくりを進めましょう。
- 普段から消費生活の基礎知識、法律・制度について関心を持ちましょう。
- 被害に遭ったら、早目に消費生活相談窓口にご相談しましょう。

第5項 交通安全対策の推進

現状と課題

- 交通事故による死亡者数は減少傾向にあるものの、負傷者・死亡者に占める高齢者の割合はここ数年増加の一途をたどっていることから、高齢者への交通安全意識の啓発は大きな課題となっています。
- 飲酒運転による事故も大きな社会問題となっていることから、飲酒運転撲滅への取り組みについても市民一体となって推進する必要があります。
- 道路においては車両等の増加に伴い、交通事故が多発しています。事故の原因、対策を含め効率的な道路安全施設等の維持管理に努めるとともに、なかでも通学路の安全確保を図る必要があります。

基本方針

交通事故を減らすために、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を図ります。

施策の体系

交通安全対策の推進

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 交通安全施設の整備

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
交通事故死傷者数	人	804	720

具体的な施策と内容

(1) 交通安全運動の推進

- 春・秋の交通安全運動期間を中心にキャンペーンを実施し、交通安全意識の啓発に努めます。
- 小学校の通学路の点検を道路管理者、警察、その他関係者で定期的実施します。
- 交通教室については、高齢者に重点を置くとともに、受講される団体や地域の交通事情を踏まえ、ニーズに合わせた実施に努めます。

【主な取組み】

- ・交通安全推進大会及びキャンペーンの実施
- ・交通安全教室の実施
- ・高齢者への反射材用品の普及

(2) 交通安全施設の整備

○公安委員会との連携や道路パトロールを強化することで、道路安全施設の破損等や見通しが悪い交差点等危険箇所の早期発見、解消に努めるとともに、通学路における安全性の確保を図ります。

【主な取組み】

・交通安全施設の整備推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
交通安全教室年間実施回数	回	90	100
通学路における危険箇所年間合同点検回数	回	1	1

市民や地域の取組み

➤ 市民一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、交通事故ゼロを目指しましょう。

第3節 暮らしを支えるまちづくり

第1項 便利で快適な交通基盤整備

現状と課題

- 本市の道路網は、九州縦貫自動車道、国道3号及び南九州西回り自動車道などの広域幹線と、県道八代港線や都市計画道路などの地域幹線を軸とし、市道などにより形成されています。
今後も国・県と連携し、新八代駅を基点とした九州縦貫自動車道や国道3号等とのアクセス強化を推進するため、南九州西回り自動車道の全線開通及び都市計画道路等の早期の整備・供用開始が求められています。
- 都市計画道路は、本市の外郭を形成する幹線道路に連結する重要な道路です。整備にあたっては、計画的で効率的な見直し等を図るとともに、自動車だけでなく、歩行者や自転車も快適に移動できる交通環境を形成する必要があります。
- 八代・天草架橋については、観光ルートとしての経済効果をはじめとして、東日本大震災を受けて災害時の代替路等としても必要であるという認識は深まってきており、今後も周辺自治体や関係機関と連携し、建設促進を図っていく必要があります。
- 生活道路や市内を結ぶ主要地域道路である市道の整備、維持管理及び自転車・歩行者の公共空間等の整備を進める必要があります。
- 道路の維持管理については、危険箇所の早期発見・早期対応に努めるとともに、橋梁については「橋梁長寿命化計画」の中で策定されていない橋梁のうち、重要性が高い橋梁の計画対象化について検討する必要があります。
- 市の公共交通機関としては、九州新幹線の他にJR鹿児島本線、JR肥薩線、肥薩おれんじ鉄道及び路線バス、乗合タクシー等がありますが、公共交通事業者の経営は、利用者の減少などにより、厳しい状況となっています。
今後は利用者のニーズにあった利用しやすい路線バスや肥薩おれんじ鉄道など、公共交通のあり方についても検討が必要となっています。

基本方針

幹線道路及び生活道路の整備や維持管理によって、自動車だけでなく、歩行者や自転車も快適に移動できるような交通環境を形成します。

新八代駅を中心とした広域交通網や南九州西回り自動車道の整備促進に努めるとともに、JR在来線や肥薩おれんじ鉄道、路線バス、乗合タクシー等の利用促進に向けた取組みを行います。

施策の体系

便利で快適な交通基盤整備

- (1) 広域交通網の形成
- (2) 生活関連道路の整備
- (3) 公共交通体系の整備

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
都市計画決定路線の供用開始率	%	78.7	80.5
バス乗車人数	人	645,581	665,000
乗合タクシー乗車人数	人	23,877	28,000

具体的な施策と内容

(1) 広域交通網の形成

重点施策

- 南九州西回り自動車道の早期全線開通の実現に向けた活動を推進します。また、八代・天草架橋や八代海沿岸道路の早期実現に向けた活動を促進します。
- 南部幹線・西片西宮線などの都市計画道路や幹線市道の整備を計画的に進めるとともに、国・県道の整備を促進します。

【主な取組み】

- ・都市計画道路の整備（南部幹線、西片西宮線など）
- ・道路ネットワークの整備（(仮)南北アクセス道路、(仮)東西アクセス道路、国道、県道）
- ・八代・天草架橋構想の推進
- ・南九州西回り自動車道の整備促進

(2) 生活関連道路の整備

重点施策

- 生活道路、新八代駅周辺道路や地域道路などの市道の道路改良、舗装、交差点改良、橋梁維持及び自転車・歩行者の公共空間等の整備の充実を図り、誰もが安全で快適に移動できるような交通環境の形成を図ります。
- 道路の適切な維持管理及び改良の推進、道路利用者（タクシー協会等）との連携による道路パトロールの強化、危険個所の早期発見・早期整備、橋梁長寿命化のための橋梁の修繕に努めます。また、橋長 15m 以下の橋梁についても詳細点検をし、修繕計画の計画策定を行います。

【主な取組み】

- ・道路の適切な維持管理及び改良の推進

- ・ 橋梁長寿命化のための修繕事業
- ・ 市営駐車場の管理

(3) 公共交通体系の整備

重点施策

- 路線バスは、利用状況、利用者のニーズ等を踏まえ、利用しやすい運行形態・路線の再構築を行い、効率性と利便性の向上を図ります。
- 交通空白地域対策について検討を進めるとともに、公共交通のあり方を検討します。
- 肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の事業を通じて、沿線地域の交流人口の増加や地域のPRに繋がるよう、県、沿線市町、民間団体等との連携を図ります。

【主な取組み】

- ・ 地方バス運行等特別対策の補助
- ・ 乗合タクシー運行事業
- ・ 肥薩おれんじ鉄道活性化協議会事業
- ・ 肥薩おれんじ鉄道安全運行支援対策の補助

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
八代市橋梁長寿命化修繕計画策定補修橋梁数（累計）	橋	2	26

市民や地域の取組み

- みんなが安全に道路を通行できるように協力しましょう。
- 電車・バス・自転車など環境にやさしい交通機関等を利用しましょう。

第2項 港湾の充実

現状と課題

- 八代港は、昭和34年に重要港湾の指定を受けた熊本県が管理する県下最大の港湾です。九州各地のほとんどを直線で、150km範囲で結ぶ位置にあり、さまざまな物資を「安く早く運ぶ」ことが可能であり、南九州の物流拠点として経済・産業活動に重要な役割を果たしています。平成22年8月には、熊本県で唯一、国の重点港湾に選定されるなど、今後、益々の発展が期待されています。
- 本市にとって、八代港の利便性向上は最重要課題であり、八代港の利用メリットを生かした施策の展開が必要です。また、港湾整備を含め八代港の機能充実に係る必要な施設整備が切望されており、より一層、国・県に対して要望活動を展開する必要があります。
- 日奈久港、鏡港については、八代市が管理する地方港湾です。地域漁業や遊漁船の拠点としての役割を担っており、計画的な港湾機能の維持、管理が必要です。
- 親しまれる港づくりのため、市民・企業参画型のイベント内容等を検討する必要があります。

基本方針

八代港、日奈久港、鏡港において、港湾機能の強化や適切な管理を行うとともに、イベントの開催など、市民に親しまれる港づくりを推進します。また、八代港の利用促進に向けたPR活動を展開します。

施策の体系

港湾の充実

- (1) 港湾の機能充実
- (2) 八代港の利用促進
- (3) 親しまれる港づくり

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
八代港外港地区国際物流ターミナル改良工事（水深14m岸壁等整備）進捗率	%	60	92
八代港のコンテナ取扱量	TEU (※)	9,463	20,000
みなと八代フェスティバル来場者数	人	7,438	10,000

(※) TEU：貨物の容量を表す単位で、20フィートコンテナ換算（約38m³）のこと。コンテナ船の積載能力やコンテナターミナルの貨物取扱数などを示すために使われる。

具体的な施策と内容

(1) 港湾の機能充実

重点施策

- 八代港水深14m岸壁第2バースの新規着工についても継続した要望活動を行っていきます。
- 中国や台湾の大型コンテナ船に対応できるガントリークレーン等、コンテナ貨物の取扱数増加に必要な港湾施設の整備について要望活動を行います。
- 海外大型クルーズ客船の継続的な誘致に取り組むため、施設充実、安全航行調査など必要な諸条件の整備を要望します。
- 日奈久港、鏡港については、港湾施設の長寿命化計画を策定し、港湾機能の維持に努めます。
- 日奈久港においては、航路浚渫を行い、港湾機能充実を図ります。
- 日奈久港、鏡港の係船状況の実態を把握することにより、無許可の船舶係船に対する指導・改善につなげます。また、港の清掃、美化に努め、良好な維持管理につなげます。

【主な取組み】

- ・八代港振興事業の推進
- ・日奈久港の港湾整備
- ・八代港の整備促進要望

(2) 八代港の利用促進

重点施策

- 港湾力の強化と地元企業の活性化のため、県、港湾事業者、荷主との協議を重ね、官民一体となったより効率的なポートセールスを実施します。
- コンテナ利用助成事業の充実を図り、使い勝手の良い港を利用者にアピールし、積極的なポートセールスを実施します。
- ポートセールスアドバイザーを活用し、八代港に集積する貨物や中国・台湾航路の新規開拓や取り扱い貨物量の増進に向けたポートセールスを実施します。また、熊本市等においてポートセミナーを開催し、荷主企業に対して八代港の利用メリットを周知します。

【主な取組み】

- ・八代港ポートセールス事業の推進

(3) 親しまれる港づくり

- 八代港立地企業のイベントへの参画を促進します。また、一層の保安体制の充実を図っていきます。
- イベントを通じて、市民が直接的に海や港に触れ合うことにより、県内最大の貿易港である「八代港」のPRに繋げていきます。
- 地域イベントとの連携を図り、市民や港湾利用者に「日奈久港」に親しむ機会を提供します。

【主な取組み】

- ・みなと八代フェスティバルの開催

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
八代港の整備促進要望回数（※）	回	4	6
企業等訪問件数	件	441	500

（※）要望回数：国・県等整備主体への要望回数

市民や地域の取組み

- みなと八代フェスティバル等に参加し、港に親しみましょう。

第4節 情報通信技術 (ICT) を利用した暮らしに役立つまちづくり

第1項 情報基盤の整備

現状と課題

- 日本ではインターネットの利用について、電子メールや電子商取引、ホームページの閲覧やソーシャルメディアの利用、地図情報案内サービスの利用など、日々の生活に密着したものになっています。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、情報収集手段として、テレビ・ラジオとともにインターネットが大きな役割を果たしました。
- 本市では、生活に密着した情報基盤を確立するために、高速通信網（ブロードバンド）の整備促進や、携帯電話不感地区の解消を行ってきました。高速通信網（ブロードバンド）は市内全域において利用できるようになりましたが、携帯電話については一部の山間地において不感地区が残されている状況です。
- 音声や動画など大容量のインターネットコンテンツが普及するにつれ、通信回線はADSL（※1）からFTTH（※2）へ、携帯電話は3G（※3）からLTE（※4）へと、超高速化・大容量化が進んでいます。これら超高速通信網は、本市においては住宅密集地のみでの整備であり、今後は民間による整備地域拡大が望まれます。

（※1）ADSL：アナログ固定回線を利用したデジタル高速通信回線のこと。

（※2）FTTH：各個人宅まで直接光ファイバーを敷設する超高速通信回線のこと。

（※3）3G：第三代携帯電話のことで、2012年現在ではFOMA、WIN、HIGHSPEED、Softbank3Gなどが運用されている。

（※4）LTE：3Gよりもさらに高速化・大容量化が図られた携帯電話回線のこと。

基本方針

情報通信の地域間格差を解消するため、携帯電話や超高速通信網の整備を促進します。

施策の体系

情報基盤の整備

- （1）携帯電話エリアの整備推進
- （2）超高速通信網の整備促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市内の人口に占める携帯電話エリア内人口の割合	%	99.81	99.93

具体的な施策と内容

(1) 携帯電話エリアの整備推進

○居住地区の携帯電話エリア化を図るための施設及び設備の整備を推進します。

【主な取組み】

- ・携帯電話不感地区における鉄塔や伝送路の整備

(2) 超高速通信網の整備促進

○超高速通信網を利用できない地域もあるため、通信事業者に対し、エリア拡大の働きかけを行っていきます。

【主な取組み】

- ・通信事業者への超高速通信網整備促進の働きかけ

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
携帯電話用鉄塔や伝送路を整備した地区数	地区	22	27

市民や地域の取組み

➤携帯電話やインターネット環境の改善については、積極的に通信事業者へ声を届けましょう。

第4章

豊かさにとぎわいのあるまち

第1節 豊かな農林水産業のまちづくり

第1項 経営安定を目指した農業の振興

現状と課題

- 本市の農業人口については、新規就農者は毎年20名前後で推移している一方で、全体の農業就業人口は平成17年の9,751人から平成22年の8,034人に減少し、60歳以上の割合では、49.7%(平成17年)から53.2%(平成22年)となっており、(2005・2010年農林業センサス)担い手の高齢化が急速に進んでいます。担い手の高齢化や後継者不足は、不作付農地や耕作放棄地を増加させるとともに、農村地域の活力低下や農業生産力の低下に繋がります。このため、地域農業の担い手の育成・確保や農地の集積等により経営規模の拡大や生産性の高い農業経営を実現し、農業・農村機能の維持・保全を図る必要があります。
- 本市の農業生産は、平坦部ではい草や園芸作物、中山間部では果樹や生姜、茶など、良質な農産物が安定的に生産・供給されてきたところです。近年、国内の経済情勢や国際間の経済連携によって国内産地の変遷や外国産農産物の輸入による国内外での産地間競争が激しさを増しつつあります。このため、市場動向や将来の需要予測、消費者ニーズに柔軟に対応した農業生産を基本に、省エネや低コスト技術の導入による生産性の向上、優良品種・品目の選択選別による高品質農産物の生産、さらには環境と調和の取れた持続性のある農業生産方式の積極導入などにより、「安心・安全」、「高品質」、「安定生産」を実現し、消費者や市場からの評価と信頼を高める必要があります。
- 農業・農村の担い手の高齢化と後継者不足が進展する中で、将来的に農業生産の縮小による食料供給の不安定化が懸念される一方で、消費者の食生活の変化やそれに伴う食品産業の拡大により、農産物の生産や供給体制、加工・販売等が多様化しております。このため、今後も農産物を持続的に安定供給するためには、高齢者や女性農業者の積極的な経営参画を推進しつつ、地域農業の特性を活かした経営の多角化や他産業との連携による多様な農村産業構造を確立するなど、農業の産業化による所得の増大と農業・農村の活性化を図る必要があります。

基本方針

地域農業の担い手を確保しつつ農業経営の多角化と高度化を推進するとともに、省エネ・低コスト技術や環境と調和した農業生産方式の導入を推進し、消費者ニーズに対応した「安全・安心」、「高品質」、「安定生産」に取り組み、持続性の高い力強い農業を目指します。

施策の体系

経営安定を目指した農業の振興

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 需要に応じた農産物の生産振興
- (3) 農業生産性の向上による経営の安定
- (4) 農村環境の整備

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
担い手（認定農業者）	人	1,081	1,190

具体的な施策と内容

(1) 担い手の育成・確保

重点施策

- 新規就農者や就農3年目の青年農業者を対象に、農業経営に必要な知識・技能を修得するための研修を開催します。
- 家族経営協定の推進や女性農業者向け研修等を開催し、女性の農業経営参画を支援します。
- 幅広い人材を確保・育成するため、就農前後の青年就農者を支援します。
- 地域内の合意形成に基づく集落営農を育成し、地域農業の生産性向上や生産活動の維持に取り組みます。
- 高齢化や担い手不足による労働負担を軽減する生産受託組織等を育成します。

【主な取組み】

- ・青年農業者研修の開催
- ・担い手育成支援対策の推進
- ・家族経営協定の促進
- ・集落営農の促進

(2) 需要に応じた農産物の生産振興

重点施策

- 市場動向をはじめ消費者ニーズに柔軟に対応した品目や品種を導入するとともに、安定生産と高品質化に取り組みます。
- 土壌の化学分析に基づく適切な施肥設計による肥料利用効率の高い農業生産を促進します。
- 化学肥料や農薬の使用量低減、生物多様性保全など環境保全効果の高い農業生産方式や営農活動を促進し、持続性のある農業を展開します。
- 良好な営農環境を確保するとともに、農産物の生産から出荷・販売における安全性の向上のための取組みを推進します。

【主な取組み】

- ・品種比較等栽培実証
- ・土づくり・土壌分析診断の推進
- ・農作物防除対策の推進
- ・エコファーマー（※）認証の推進
- ・環境保全型農業の促進
- ・農業資材適正使用の促進
- ・農業生産工程管理（GAP）の促進
- ・農作物価格安定制度の活用

（※）エコファーマー：堆肥などを施して土地の力を高め、化学肥料や科学農薬を減らす生産計画を都道府県に提出し、認定を受けた農業者

（３）農業生産性の向上による経営の安定

- 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を推進し、経営規模の拡大や生産性の高い農業経営を目指します。
- 経営規模の拡大や経営の多角化・複合化、さらには法人化や6次産業化など経営改善を促し、農業所得の向上を図ります。
- 農業生産の省エネルギー化や農産物の高品質・高付加価値化、生産コストの低減などの新技術の導入による生産性の高い農業を推進します。
- 気象災害に強い施設や設備などの整備を促進し、農産物の高品質化と安定多収穫を目指します。
- 農作物への鳥獣被害の防止に取り組み、経営の安定を図ります。

【主な取組み】

- ・農地利用集積の推進
- ・水田営農活性化対策の推進
- ・生産技術実証試験
- ・低コスト耐候性施設の導入
- ・制度資金の活用

（４）農村環境の整備

- 高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加が著しい中山間地域については、集落単位での保全活動に取り組みます。
- 各種の土地改良事業を有効に活用し、優良農地の確保とともに意欲ある担い手への利用集積を推進します。
- 地域共同による農業資源の保全管理と農村環境の向上、施設の長寿命化に取り組みます。

【主な取組み】

- ・中山間地域直接支払制度の活用
- ・土地改良事業の推進
- ・農地・水保全管理事業の推進
- ・農業集落排水処理施設事業

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
エコファーマーの認定数	戸	724	1,000
農地の集積による規模拡大の割合	%	71.5	80

市民や地域の取組み

- 八代農業への理解を深めましょう
- 八代産農産物を購入しましょう。
- 八代産農産物の購入を他の消費者にも勧め、より多くの人に輪を広げましょう。
- 八代産農産物をレストランや給食などで利用しましょう。
- 八代産農産物を使った加工品を製造・販売しましょう。

第2項 緑を育てる林業経営の安定

現状と課題

- 森林は、国土保全や水源かん養機能はもとより、暮らしの中に安らぎを与え、生活環境を豊かにするだけでなく、大気の浄化や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を防止するなど多面的で公益的な機能を有しています。
- 本市の森林面積は 50,225ha（平成 22 年度版熊本県林業統計要覧）であり、本市の全面積 68,024ha の約 74%を占めていますが、近年は木材価格の低迷、林業の採算性悪化、林業労働者の高齢化などを原因として、保育など十分な管理がなされていない森林が増加しているのが現状です。
- 木材需要の減少などによる価格低迷に加え、後継者不足等に起因する林業従事者の減少、高齢化の傾向は続いていることから、林業の生産性向上を図る林道等の整備については継続的に実施していく必要があります。また、伐採時期を迎えた森林も多く、資源の有効活用と森林所有者の所得向上を図ることも必要です。
- 有害鳥獣対策については、市鳥獣被害防止計画に沿った捕獲活動や緊急時における出動など、機動力を高めた活動を図っていく必要があります。
- また、森林の持つ多目的な機能やレクリエーション機能を発揮できるように、適切な保全対策や森林の保全・育成のための啓発活動に関するイベント等を推進するとともに、計画的な森林づくりを進めていく必要があります。

基本方針

林道の整備や治山事業の推進、森林組合等への支援などにより、林業の活性化を図るとともに、環境学習の場として森林を活用します。

施策の体系

緑を育てる林業経営の安定

- (1) 生産基盤の充実
- (2) 林業経営の安定
- (3) 森林の保全・育成

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
林道密度	m/ha	6.66	6.72
市有施設への木質バイオマスボイラー（※）導入	箇所	0	2

- (※) 木質バイオマスボイラー：石油燃料の代わりに木質チップやペレットなどを占用ボイラーで燃焼し、その熱を給湯・暖房に利用するシステム。

具体的な施策と内容

(1) 生産基盤の充実

- 高性能林業機械等の進入を容易にし、生産コスト縮減による林業所得向上と併せ健全な森林を育成していくため、林道の開設・改良・舗装等については補助事業を活用しながら継続的に実施します。

【主な取組み】

- ・林道の開設・改良・舗装事業
- ・作業道等の開設事業

(2) 林業経営の安定

重点施策

- 森林の適切な間伐や間伐材搬出など積極的かつ有効な手入れを実施し、伐採時期を迎えた森林の利用を促進し、関連産業の雇用創出と森林所有者の所得向上を図ります。
- 八代産材利用促進事業については、今後も継続して消費拡大への寄与に努めます。併せて「公共建築物等における木材利用促進基本方針」に従い、市の施設も可能な限り木材を利用します。
- 林地残材や間伐材等の有効利用を図るため、木質バイオマス燃料とするボイラーを市有施設に導入するとともに、市内企業や個人への普及を促進します。

【主な取組み】

- ・森林整備事業
- ・高性能林業機械導入の促進
- ・八代産材利用促進事業
- ・木質バイオマスボイラーの導入

(3) 森林の保全・育成

- 面的なまとまりをもった森林の経営計画を策定し、健全な森林づくりを進めます。
- 「八代市鳥獣被害対策実施隊」は、計画に沿った捕獲活動や緊急時における出動など、機動力を高めた活動を推進します。
- イベント開催による啓発活動については、魅力ある企画を考案していくとともに、他のイベントでも森林環境の啓発が可能なコーナーを設けるなど、工夫に努めます。
- 「SGEC森林認証」(※) という国際基準を品質表示することにより、八代産材のイメージアップを図るとともに、計画的に認証を継続するための諸条件をクリアします。
- (※) SGEC 森林認証：独立した第三者機関が基準に基づき、適正な森林経営が行われていることを認証する制度

【主な取組み】

- ・森林整備事業
- ・森林保全事業
- ・有害鳥獣被害対策事業
- ・緑化の推進事業（啓発イベント開催、植樹活動など）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
林道の開設延長	m	268,490	270,890
林道の舗装延長	m	200,100	218,630
間伐実施面積	ha	1,100	1,200
八代産材利用促進事業	件	31	45
シカ捕獲頭数	頭	2,009	2,400

市民や地域の取組み

- 家を建てるときは、八代産の木材を活用しましょう。
- 森林の体験学習に参加して、自然と親しみましょう。

第3項 豊かで安定した水産業の振興

現状と課題

- 本市の海面漁業は、年間 921 トンの水揚げがあります。また、栽培漁業が盛んで、アサリ 628 トン、のりが約 332 トンの水揚げがあります。(平成 22 年度農林統計)しかし、近年は水害等による水産資源の減少が見受けられることから、安定的な漁獲条件を確保するためには、八代海や球磨川の環境保全が求められています。また、八代市が管理している植柳漁港及び大靱漁港は、防潮堤の腐食等老朽化が今後進んでいくために、適正な維持管理に努めるため順次更新事業を行っていくとともに、漁場整備により漁場環境の改善をする必要があります。
- 漁業協同組合組合員数は、海面正組合員が 868 名、内水面正組合員が 2,163 名(平成 23 年熊本県の水産)となっています。組合数としては、海面が 6 組合、内水面が 7 組合組織されていますが、組合員数は減少傾向にあり、高齢化や後継者不足に対応した生産体制や組織のあり方を検討する必要があります。利子補給事業も、新規事業の投資や施設整備等の負担軽減に欠かせないものであり、今後も継続する必要があります。
- つくり育てる栽培漁業は本市の漁業にとって重要なものです。海面では、ヒラメ、クルマエビ、ハマグリ、アサリ等の放流を、また、内水面では、ウナギ、アユ、ヤマメ等の放流を行なっていますが、安定的な生産量、漁獲量の確保に加え、近年の環境悪化に対応した環境保全措置が必要となっています。

基本方針

つくり育てる漁業を推進するとともに、漁業従事者の育成・確保や新商品の研究・開発に取り組みます。また、減少している漁獲量を回復するために、漁場環境の改善を推進するとともに、漁業者の安全な作業のため漁港等の適正な管理に努めます

施策の体系

豊かで安定した水産業の振興

- (1) 生産基盤・環境の整備
- (2) 漁業経営の安定
- (3) 栽培漁業の推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 22 年度	平成 29 年度
魚類漁獲量	t	232	300
アサリ漁獲量	t	628	900
ノリ養殖漁獲量	t	332	400

具体的な施策と内容

(1) 生産基盤・環境の整備

- 植柳漁港及び大鞘漁港は、今後、長寿命化計画を策定し適正な維持管理に努められるよう順次更新事業を行っていきます。
- 漁場整備については、引き続き覆砂事業を推進するとともに、アサリの食害対策等を推進し漁場環境を改善するとともに、減少する漁獲高の回復に努めます。
- 新鮮で安全安心な水産物を提供するために、今後は産地水産業強化計画を策定し、荷捌き施設を整備します。
- 藻場造成や漁礁を設置することにより、魚の餌場や隠れ家・産卵場所となるよう漁場環境を改善し、水産資源の増大を図ります。

【主な取組み】

- ・漁港整備事業
- ・八代海再生事業の促進
- ・荷捌き施設整備事業
- ・藻場造成・漁礁設置事業

(2) 漁業経営の安定

- 担い手の育成を促進します。
- 2次加工品等の付加価値向上による収益性の向上を図ります。
- 新規事業の投資や施設整備等の負担軽減に欠かせない利子補給事業を継続して実施します。

【主な取組み】

- ・水産振興貸付金利子補給事業
- ・担い手育成事業

(3) 栽培漁業の推進

重点施策

- 栽培漁業を推進し、水産資源の再生産を促進します。

【主な取組み】

- ・稚魚、稚貝の放流

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
藻場造成	ha	0	1
漁礁設置	基	0	10
アサリ放流	t	10	10

市民や地域の取組み

- 八代でとれた魚介類を食べましょう。

第2節 活力ある商工業のまちづくり

第1項 商業の活性化

現状と課題

○市内各地域の商店街は、市民生活の利便性向上に貢献し、賑わいを創出してきました。しかし、郊外への大型商業施設の進出やロードサイド型店舗の出店等により、商店街の活力が低下してきています。

市内各地域の商店街は、それぞれの地域におけるコミュニティ（人のつながり）の核となる場所であり、それぞれの地域の活性化を図る上でも中心となる場所であることから、新規出店を促すチャレンジストア事業や魅力を高めるソフト事業を実施していくことにより、商店街の活力向上を図っていく必要があります。

○商店街の疲弊などにより、中心市街地の空洞化が進んでいます。そのため、中心市街地の活性化に向け、商業の活性化だけでなく、都市福利施設の充実や街なか居住促進のための取組みが求められています。

○「八代市中心市街地活性化基本計画」は、認定期間が終了したものの、今後も八代市の“まちづくり”の指針となるものです。都市機能の集積など、中心市街地の活性化やコンパクトシティの実現に向けた取組みは、まちづくりとして長期的な視点を持って取り組む必要があるため、今後も一貫した方向性を持って取り組んでいかなければなりません。

基本方針

商業の活性化を図るため、魅力ある商店街づくりをすすめるとともに、中心市街地においては、市街地の整備、都市福利施設の充実など、中心市街地活性化の理念を継承し、まちづくり活動を支援していきます。

施策の体系

商業の活性化

- (1) 魅力ある商店街づくりの促進
- (2) 中心市街地の活性化

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
中心商店街の歩行者・自転車通行量	人／日	14,787	15,000
中心商店街の年間売上額	百万円	5,937	6,000

具体的な施策と内容

(1) 魅力ある商店街づくりの促進

○商工会、商工会議所に加え、地域の事業者等とより一層の連携強化を図るとともに、空き店舗や空き地の有効活用を促進し、魅力や賑わいのある商店街づくりを促進します。

鏡、日奈久等の主要商店街についても、さまざまなソフト事業、環境整備などを検討し、地域と一体となって地元商業の活性化に取り組みます。

【主な取組み】

- ・各種融資制度の活用促進
- ・商店街活性化事業の推進
- ・空き店舗利用の促進

(2) 中心市街地の活性化

重点施策

○都市機能の集約や、既存施設の機能更新、利用促進を図ります。

○関係機関と連携し、良好な市街地環境形成及び合理的な土地利用を推進します。

○中心市街地活性化の理念を継承し、まちづくり活動を支援します。

【主な取組み】

- ・中心市街地の活性化事業推進
- ・各種開発計画の情報収集及び支援
- ・土地有効利用の推進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
中心商店街の店舗充足率 (空店舗の改善)	%	81.5	85.0

市民や地域の取組み

- 身近な商店街に出かけましょう。
- 商店街の活動に参加しましょう。

第2項 工業の活性化

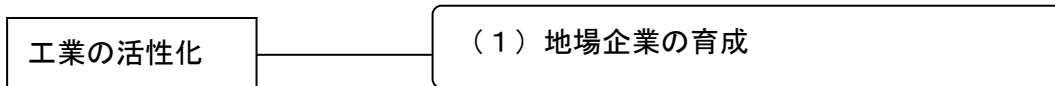
現状と課題

- 本市は、県下有数の工業都市として発展してきましたが、消費の低迷や燃料等のコストの増加などによる収益の悪化により、市内の事業所数、製造品出荷額等は伸び悩んでいます。
- 熊本県北部への企業立地が進んだことで県全体の製造品出荷額等は伸びていますが、相対的に県内における本市の製造品出荷額等のシェアは低下しています。
市の活力を維持・増大させるためには、まず、地場企業の育成・発展を目指し、工業都市としての地位を向上させ、持続可能な産業構造を確立することが重要です。
- 本市は九州の交通結節点という地理的優位性があり、また、重点港湾に選定された八代港を有しています。地域間競争が激化する中で本市産業が生き残っていくためには、優れた交通結節機能を発揮していくことが必要です。

基本方針

工業の活性化を図るため、地場企業の振興・発展に向けた施策を展開していくとともに、産学官の連携による新産業の創出や人材育成などへの支援を行います。

施策の体系



成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
従業員 4 人以上の事業所 (※1)	所	192	192
製造品出荷額県内シェア(※2)	%	8.58	9.00

(※1、2)平成 23 年度実績は、平成 22 年工業統計調査

具体的な施策と内容

(1) 地場企業の育成

重点施策

- 地場企業の拡張投資を支援し、企業力の向上を図ります。
- 地場企業への訪問を更に進め、企業の動向などから拡張投資に結びつく情報を収集します。
- インターンシップの受け入れなどにより、市内の企業の実力を知ってもらう機会を増やし、八代で育った優秀な人材に、地場企業を就職の場として選択してもらえるよう、

就業の場としての環境を整備します。

○研修への助成、セミナーや講演会などを通して、現職層のスキルアップを図るとともに、キャリアを積んだシニアにまで幅を広げ、人材育成を支援します。

○熊本高等専門学校などの知的資源と企業との距離を縮め、企業の競争力向上に資する研究・開発型の連携を支援していきます。

【主な取組み】

- ・人材育成支援事業
- ・研究開発支援
- ・企業と高等教育機関等との交流を図る事業
- ・展示会、セミナー等への参加、情報収集・提供

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
企業立地件数(5年間の増設・新設の合計)	件	3	10
人材育成支援事業補助金利用者数	人	54	66

市民や地域の取組み

➤ 地場企業への発注と地場商品の消費拡大を図りましょう

第3項 雇用機会の創出と企業誘致

現状と課題

○国内企業における製造拠点の縮小・再編やアジア諸国への進出などにより、雇用者数の減少が問題となっています。本市においても近年の事業所数、従業員数、製造品出荷額は伸び悩んでおり、それに伴い、新規学卒者の県外流出や有効求人倍率の減少など、本市経済に多大な影響を与えています。求職者に向けた支援としては、市内企業に対する求人要請や新規学卒予定者等を対象としたセミナーをはじめ、ハローワーク、商工会議所などと連携した、各種就職面接会等の一層の充実など、さらに細やかな就業支援が必要です。

○本市では九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、九州新幹線などの高速交通網が充実しており、また、県内最大の国際貿易港「八代港」では水深14m岸壁の整備事業が進められています。九州の結節点という本市の強みを最大限に活かす事が重要であり、企業誘致においても、これらの強みを活かした業種に重点を置いて、誘致活動に取り組む必要があります。また、企業誘致や地場企業の拡張投資の受け皿となる工業用地の確保については、外港工業用地への企業進出を図るとともに、新たな工業団地の整備も検討していく必要があります。

基本方針

交通の利便性を活かした企業誘致等を推進し、就労の場を確保することで、雇用の創出と新規学卒者等の地元就職を促進します。

施策の体系

雇用機会の創出と企業誘致

- (1) 雇用機会の創出
- (2) 企業誘致の推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
有効求人倍率	倍	0.56 (H23年度： 県平均0.63)	県(平均)と 同水準
企業立地件数(5年間の増設・新設の合計) (再掲)	件	3	10

具体的な施策と内容

(1) 雇用機会の創出

- 市内産業の活性化を図り、雇用機会を創出しながら、市内企業に対し更なる求人要請を行うとともに、雇用のミスマッチを少なくするため、セミナーや情報提供等に関して、求職者・求人のニーズを踏まえた支援を行います。

【主な取組み】

- ・雇用対策事業連絡会議の開催
- ・新規高卒者就職促進会の開催
- ・合同就職面接会等の開催

(2) 企業誘致の推進

重点施策

- 熊本県産業振興ビジョンや産業集積形成基本計画及び県南地域におけるフードバレー構想(※)と連動した企業立地を促進します。
- 既進出企業の拡張投資や関連企業の立地を促進するために、企業にとって利用しやすい優遇措置を提供します。
- 八代外港工業用地への立地促進と適正管理に努めるとともに、工業団地の整備を促進します。
- 「八代市港湾利用・物流拠点型産業集積形成基本計画」や「八代市産業活性化ビジョン」において立地対象業種として指定している業種に重点を置き、誘致に取り組んでいきます。
- 熊本県や商工会議所・商工会等と連携し、起業に対する支援を行います。

(※) フードバレー構想：熊本県が「幸せ実感くまもと 4 カ年戦略」に掲げる構想であり、地域の豊富な農産物などを活かした食品・バイオなどの研究開発機能や企業の集積を目指すもの

【主な取組み】

- ・企業誘致対策事業の推進
- ・工業用地の確保

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
企業訪問件数	件／年	179	200

第4項 産業連携の推進

現状と課題

- 本市は「田園工業都市」として、第二次産業とともに第一次産業も盛んな都市であり、トマトやメロンなど豊かな農産物に恵まれています。そのため、この豊かな産物を活用して、農業者による生産、加工、流通までを取り込んだ六次産業化を支援することが必要です。併せて、地域の工業や商業・サービス業と連携した農商工連携を通して付加価値を高めていくことが、本市の産業活性化に欠かせません。
- 付加価値を高めるためには、恵まれた素材を商品として仕上げていく技術力、消費者のニーズを的確に把握するためのマーケティングのあり方、さらには消費者の購買意欲を向上させる製品デザイン等の工夫といった取組みが必要です。

基本方針

国内外での競争力を高めるため、地域と連携し、地域の資源を活かしながら異なる産業や業種間でそれぞれが連携する「産業連携」を確立し、特産品や高付加価値商品、土産品などの八代のブランド化の開発を推進します。

施策の体系

産業連携の推進

(1) 六次産業・農商工連携の推進

具体的な施策と内容

(1) 六次産業・農商工連携の推進

重点施策

- 本市におけるブランド戦略として、アンテナショップ等を通してマーケティング力の強化を推進します。
- 技術開発、製品デザインの取組みについて、六次産業、農商工連携による研究開発支援、ニーズに対応できる技術の把握や掘り起し、素材と加工のマッチング支援、売れる商品づくりのためのデザイン改良などを支援します。
- 熊本県が掲げる県南地域におけるフードバレー構想に基づき、県南各地域及び企業や研究機関との連携により、農産物の産地加工技術等の向上を図るとともに、地域ブランドの育成・強化を促進します。
- 産業連携を通じて開発された商品の販売促進を支援するとともに、販売促進手段としてのSNSツールの活用を図ります。

【主な取組み】

- ・アンテナショップの展開

- ・農商工連携データバンクの検討
- ・研究開発支援
- ・地元製品の製品デザインなどの改良のための助成
- ・流通業者との商談会などの機会提供
- ・フードバレー構想の推進
- ・SNS（※）ツール等を活用した情報発信支援

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員登録制サービスを提供するウェブサイト

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
商談会・物産展等の開催・出店	回／年	4	4
ごろっとよかもん しあわせやつしろ。」FB（※）ページ「いいね！」数	人	39	2,300

※FB（フェイスブック）：友達や同僚、同級生、近所の人たちと交流を深めることのできるソーシャルネットワーキングサービス。

第3節 にぎわいのある観光のまちづくり

第1項 観光の振興

現状と課題

- 本市を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化やそれに伴う人口減少、景気の不透明感、また若年層の都市部流出による過疎化の進展など厳しい状況にあります。このような状況の中、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る上で、総合産業である観光の需要度が高まっています。
- 本市では、平成 22 年度に「八代市観光振興計画」を策定し、「八代らしい旅の時間消費」の創造を目指して、戦略的に観光の振興を図ることとしています。
具体的な振興にあたっては、古い歴史をもつ日奈久温泉や、八代城跡、松浜軒、五家荘など、歴史、自然をはじめ個性的で多様な本市の地域資源を活用して、近年の観光入込客数の減少を食い止め、本市が観光地としての地位を確立し、長時間滞在できる地域として認識されるような取組みが必要です。

基本方針

本市が有する個性的で多様な地域資源を活かし、「体験や交流」に基軸を置き、今ある魅力を磨き上げていくことが大事であると考え、市民自身が地域の価値を知り地域に誇りを持ち、地域内外に伝えたいくなるような観光のまちづくりを目指します。

施策の体系

観光の振興

- (1) 体験型・交流型観光の推進
- (2) 八代の魅力発信
- (3) 反復型観光の推進
- (4) 観光施設の充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
観光入込客数	人／年	2,160,960	2,443,000
宿泊客数	人／年	178,885	210,000
日帰り客数	人／年	1,982,075	2,233,000

具体的な施策と内容

(1) 体験型・交流型観光の推進

重点施策

- 「八代で体験・交流をしてもらう」を基本として、八代版の体験・学習・交流のプログラムの策定、八代の魅力を伝える人と組織の育成支援、八代の魅力の再認識と情報発信、スポーツや歴史・文化、健康、産業などを活かした新たな魅力づくりの推進、クルーズ客船誘致を含めた、外国人が観光しやすい環境づくり、山・里・海・川の魅力を活かした体験観光の推進、さらにはもっと長く滞在してもらうきっかけづくりなど交流の機会を整理・統合し、交流による観光振興を推進します。

【主な取組み】

- ・体験・学習・交流のプログラム整備
- ・観光ガイド組織の育成支援
- ・地域資源のストーリー化と情報の発信
- ・ニューツーリズム（※）の推進
- ・外国人が観光しやすい環境整備
- ・体験型・滞在型観光の推進

（※）ニューツーリズム：従来の旅行とは異なり、旅先での人や自然とのふれあいが重要視された新しいタイプの旅行

(2) 八代の魅力発信

重点施策

- 「八代を知ってもらう」を基本として、「きなっせ やつしろ」キャンペーンの実施、八代の魅力をわかりやすく伝える戦略づくり、インターネットやアンテナショップの展開による八代の魅力発信等誘客宣伝活動を推進します。

【主な取組み】

- ・観光キャンペーンの実施
- ・プロモーション戦略の構築
- ・観光ポータルサイトの構築

(3) 反復型観光の推進

- 「八代を好きになって何度も来てもらう」を基本として、受入及び情報発信力の強化、観光まちづくり組織の支援と活動促進、食や特産品など地域の産業資源を活かした八代ブランドづくり、心に残るおもてなしの向上、広域観光の推進、さらには来訪者の声を反映し、新鮮な交流が促される観光によるまちづくりを推進します。

【主な取組み】

- ・来訪者の声を反映した観光の推進
- ・観光・物産振興団体の充実強化
- ・観光まちづくり組織の活動支援
- ・食や特産品を活かした魅力づくり
- ・おもてなし意識の向上
- ・広域観光の連携と推進

(4) 観光施設の充実

- 「八代に気軽に来てもらおう」を基本として、来訪者が快適に地域を回遊できるように、交通アクセスの充実、来訪者と市民が交流する場の充実、感動が生まれる景観づくりなど、八代の魅力を体感することができる環境整備を推進します。

【主な取組み】

- ・交通アクセスの充実
- ・来訪者と市民の交流促進
- ・景観づくりの促進

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
体験・学習・交流プログラム数	件	36	45
観光ガイド組織数	件	4	7
「やつしろの風」登録会員数	人	312	5,000

市民や地域の取組み

- 来訪者に心のこもったおもてなしをしましょう。
- 八代ならではの観光情報を市民から発信しましょう。

第5章

人と自然が調和するまち

第1節 自然と共生するまちづくり

第1項 自然環境の保全

現状と課題

- 本市は、山から海まで多様で豊かな自然環境を有していますが、一部地域では、過疎化による森林や里地里山の荒廃、埋立て等による干潟、藻場面積の減少など、私たちの身近な自然環境が劣化、減少しつつあります。
- 自然環境を保全していくためには、自然環境に関する情報を収集・整備し、科学的かつ客観的なデータをもとにした生態学的な評価により、生物種やその生息地の保全・再生を図るとともに、必要に応じて保護区等の指定に向けた検討を行っていくことが重要です。
- 熊本県が希少野生動植物種として指定しているカザグルマやミチノクフクジュソウ、カタクリなど、多様な野生動植物が生息生育していますが、その生息状況に関する情報が不足しているのが現状です。
- 市民の自然環境及び生物多様性保全意識の向上を図るため、今後も引き続き、自然観察会等を通して本市の自然環境や野生動植物の現状に関する啓発等を行っていく必要があります。

基本方針

多様で豊かな自然環境や生物多様性を保全するとともに、自然とふれあえる機会・場の創出に努めます。

施策の体系

自然環境の保全

(1) 自然環境・生物多様性の保全

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
自然観察会参加人数	人	103	200

具体的な施策と内容

(1) 自然環境・生物多様性の保全

- 関係機関や市民団体等と協力しながら自然環境の現状を把握するとともに、優れた自然環境や代表的、典型的な生態系を有する重要地域については保護区等の指定に向けた検討を行います。
- 希少な野生動植物の生息生育状況に関する情報を収集・整備し、大規模な開発行為等に対する的確な情報提供に努めるなど、自然環境情報の共有化を図りながら、適切な保全策を求めています。
- 市民が自然と身近にふれあえる機会を創出し、自然環境の現状や役割等についての啓発を行います。

【主な取組み】

- ・自然環境保全推進事業（自然環境調査、自然観察会等の実施）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
自然観察会開催回数	回/年	4	5

市民や地域の取組み

- 身近な自然環境に関心を持ちましょう。
- 人と自然の関わりについて学びましょう。

第2節 環境を支えるひとづくり

第1項 環境保全行動の促進

現状と課題

- 環境問題に関する市民意識が高まっているため、市民の年代やニーズに応じた環境教育メニューを提供するなど、環境問題に関する啓発が必要になっています。また、市民や事業者の環境保全行動を喚起・促進するため、環境問題の現状や対策について積極的に情報提供を行っていくことが重要です。
- 地域環境や地球環境問題に的確に対処するためには、市民・市民団体、事業者及び行政それぞれが果たすべき役割分担と行動内容を明確にし、相互に連携・協働しながら取り組むことが求められています。また、環境保全活動の重要な担い手である市民・市民団体等との連携のあり方について検討・整理を行う必要があります。

基本方針

次世代を担う子どもたちへの環境教育・学習を積極的に展開します。また、市民・市民団体、事業者と連携して環境保全行動を展開するための体制の充実や仕組みづくりを進めます。

施策の体系

環境保全行動の促進

(1) 環境保全行動の促進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
こどもエコクラブ参加団体数	グループ	11	20
環境学習出前講座受講者数	人	1,812	2,000

具体的な施策と内容

(1) 環境保全行動の促進

重点施策

- 次世代を担う子どもたちへの環境教育を、教育機関と連携しながら全市レベルで実施します。
- 環境学習出前講座やこどもエコクラブ事業を中心とした啓発活動を積極的に展開します。

- 地域環境や地球環境問題の現状について各種メディアを活用し情報提供を図るとともに、環境問題への取組みの重要性について啓発を行います。
- 八代市環境基本計画の点検及び中間見直しを行います。
- 八代市環境パートナーシップ会議を中心に、市民・市民団体及び事業者と連携しながら環境保全行動の促進を図ります。
- 市民と連携し、環境学習の拠点となる施設を整備します。

【主な取組み】

- ・環境学習推進事業
(こどもエコクラブ事業、環境学習出前講座の充実)
- ・環境パートナーシップ推進事業
(環境基本計画の進行管理)

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 24 年度	平成 29 年度
環境学習出前講座の開催回数	回/年	39	50

市民や地域の取組み

- 環境教育・学習に積極的に参加しましょう。
- 環境に配慮したライフスタイルを心がけましょう。

第3節 環境にやさしいまちづくり

第1項 生活環境の保全

現状と課題

- 水質汚濁や大気汚染など依然として産業型公害が顕在化していることに加え、近隣騒音や悪臭、雑草の繁茂など市民生活型の問題が増加しています。
- 本市は、農業用、工業用、さらには生活用水として地下水が利用されているなど、地下水への依存度が高く、また、市民の関心も高い地域です。今後も市民や事業者に対して、合理的な水利用を呼びかけていくとともに、引き続き、地下水の質及び量に関するモニタリングを行っていく必要があります。
- 八代海の海域環境の悪化と水産資源の減少は、沿岸域で生活する漁業関係者や市民にとって深刻な問題です。国や県、流域市民を含めて連携しながら、八代海を再生するための対策を講じることが求められています。
このような状況を改善する方策として、合併処理浄化槽の設置基数増を図る必要があります。
- 市民生活と密接に関係する衛生害虫駆除事業や環境美化事業について、住民自治の中で市民がどのような活動が可能か、市と地域との役割分担などを精査する必要があります。
- 八代市斎場は建設後32年を経過し老朽化が進んでいることから、市民が安心して利用できるように適切な維持管理に努める必要があります。
- 権限移譲により、墓地行政が県から市に移ったことから、墓地経営許可業務や市内に点在する墓地に対する指導など、新たな業務に対して取り組む必要があります。

基本方針

良好な生活環境の保全に向け、公害の未然防止や地下水の監視に努めるとともに、衛生面に配慮した生活基盤の整備を図ります。

施策の体系

生活環境の保全

- (1) 環境汚染の抑制・監視
- (2) 地下水保全
- (3) 生活排水対策
- (4) 環境衛生の充実

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
典型 7 公害に関する苦情件数 (※1)	件/年	96	90 以下
河川水質 (BOD) 環境基準達成率 (※2)	%	100	100
海域水質 (COD) 環境基準達成率 (※3)	%	87.5	100

(※1) 典型 7 公害:大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

(※2) 環境基準点: (球磨川) 坂本橋、横石、新萩原橋、金剛橋、(前川) 前川橋、(大鞘川) 第二大鞘橋

(※3) 環境基準点: 八代海地先 St-1~St-8

具体的な施策と内容

(1) 環境汚染の抑制・監視

- 工場・事業場等に対する調査・監視体制の強化を図るとともに、環境保全協定を定期的に見直すなど、環境負荷の低減を図ります。
- 騒音・振動及び悪臭に係る権限移譲事務や新幹線騒音問題等について、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。

【主な取組み】

- ・環境保全対策事業 (公害発生源調査、一般環境調査)

(2) 地下水保全

- 臨海部における塩水化や地下水位の状況について、今後も引き続きモニタリング調査を行うとともに、地下水の現状を広く市民に周知していきます。
- 安全で安心な地下水を確保するため、定期的に有害物質等の調査を行うとともに、地下水汚染が確認された世帯等に対しては飲用指導を実施します。

【主な取組み】

- ・地下水保全対策事業 (地下水調査の実施)

(3) 生活排水対策

- 集合処理区域 (下水道区域、農業集落排水処理区域) 外においては「市報」や「FM やつしろ」等を活用し、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、生活排水浄化の取組みの啓発を行います。

【主な取組み】

- ・ 合併処理浄化槽の整備促進
(合併処理浄化槽の設置促進、生活排水対策の普及啓発)

(4) 環境衛生の充実

- 市民の良好な生活環境の保全を目的に、感染症等を媒介する恐れのある害虫や鼠族等の駆除及び災害時の防疫体制の充実を図ります。
- 地域における市民相互の連携を深め、市民自ら地域美化に取り組むことに対する支援を行います。
- 狂犬病予防対策として、犬の登録及び狂犬病予防注射について飼い主に啓発を図ります。
- 斎場の運営を適正に行うために、管理及び施設整備の充実を図ります。
- 墓地経営許可申請業務や現存する墓地等に対する指導など、墓地行政の推進を図ります。

【主な取組み】

- ・ 衛生害虫駆除事業（水路等の消毒、衛生害虫の駆除推進）
- ・ 環境美化推進事業（地域美化活動への支援拡充）
- ・ 狂犬病予防対策事業（飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発）
- ・ 斎場施設整備等事業
- ・ 墓地関係事業

活動指標

指標名	単位	実績	計画
		平成 23 年度	平成 29 年度
地下水調査井戸本数（累計）	本	4,353	6,500
きれいなまちづくり協定の締結数	団体	28	35
合併処理浄化槽設置基数（年間）	基	179	200

市民や地域の取組み

- 水源保全のため、節水に取り組みましょう。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。

第2項 地球環境問題への対応

現状と課題

- 地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つです。このため、一人ひとりの小さな行動が地球全体の温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、温室効果ガスの少ない低炭素社会への転換が求められています。
- 温室効果ガスの排出量の伸びが特に大きいとされる家庭部門の削減を図るため、地球温暖化問題等に対する情報提供を行い、市民の環境保全行動を喚起・促進するとともに、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利活用に対する支援を行っていく必要があります。
- 東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心が高まっています。今後は市としても導入可能な再生可能エネルギーについて検討を進めるとともに、市民への普及啓発を図っていく必要があります。

基本方針

地球環境問題への対応として、日常生活におけるライフスタイルの転換や環境にやさしい事業活動の展開を促進します。特に、地球温暖化対策については、市民や事業者と協働しながら地域一体となった取組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及、及び利活用を支援していきます。

施策の体系

地球環境問題への対応

- (1) 地球温暖化対策の推進
- (2) 再生可能エネルギーへの取組みの推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
住宅用太陽光発電システムの普及率	%	5.4	10

具体的な施策と内容

(1) 地球温暖化対策の推進

- 家庭部門の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置等に対する支援を実施するとともに、市民・事業者の自主的な省エネルギー及び省資源対策の促進を図るなど、地域一体となった地球温暖化対策を推進します。
- 市自らも地域の一事業者としての自覚のもと、ソフト・ハード両面から、率先して地球温暖化対策を実践します。

【主な取組み】

- ・地球温暖化対策推進事業

(2) 再生可能エネルギーへの取組みの推進

重点施策

- 地球環境にやさしい太陽光、小水力、木質バイオマスなどの新エネルギーについて、公共施設への導入を推進するとともに、市民・事業者への普及啓発を推進します。
- 本市の地域特性を活かした、持続可能な再生可能エネルギーの利活用を推進します。

【主な取組み】

- ・再生可能エネルギー促進事業
(クリーンエネルギーへの転換と利用促進)

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市有施設への太陽光発電設備導入数（累計）	箇所	7	10

市民や地域の取組み

- 節電などの省エネルギーに取り組みましょう。
- 運転する際はエコドライブを心がけましょう。

第3項 循環型社会の推進

現状と課題

- 清掃センターの焼却炉は、生活様式の多様化によるごみ質の変化と経年劣化により焼却能力が低下していることから、平成29年度に新しいごみ処理施設「八代市環境センター」の稼働を目指しています。この間、現在の施設を停止させないためには、施設・設備の計画的な維持管理を行う必要があります。
- 本市のごみ処理については、本庁及び坂本支所管内は市清掃センター、千丁・鏡・東陽・泉支所管内は八代生活環境事務組合クリーンセンターで行なわれており、粗大ごみの持ち込みなど一部について受け入れの規定が統一化されていない状況があります。
- ごみの減量化や資源化の取組みは一定の成果を挙げていますが、現状を維持していくためにも継続した取組みが必要となります。
循環型社会の形成を推進するためにも、今後も現在の分別収集方法を維持していく必要があります。
- し尿の処理については、下水道の普及や合併処理浄化槽の増加により処理量は減少していますが、衛生処理センターの施設の経年劣化が著しいことから、当面は、現有施設の延命化を進めることで対応していく必要があります。
- 廃棄物の不法投棄・不適正処理は悪質化・常習化が懸念されています。今後も関係機関と情報共有を図りながら、防止対策を強化していく必要があります。

基本方針

廃棄物の排出抑制の推進、3R運動など啓発事業を促進し、循環型社会を構築します。また、「八代市環境センター」の建設のほか、既存処理施設の適切な改修・維持管理を行い、衛生的で良好な市民生活の保持に努めます。

施策の体系

循環型社会の推進

- (1) ごみの減量化及び資源化の推進
- (2) 廃棄物処理施設等の整備
- (3) 廃棄物の適正処理の推進

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
燃えるごみ（事業系を含む）	トン	30,593	27,900
資源物の混入率	%	20	10
不法投棄件数	件	68	50

ごみの資源化率	%	16.0	21.0
---------	---	------	------

具体的な施策と内容

(1) ごみの減量化及び資源化の推進

重点施策

- 分別の徹底などの減量効果の高い手法のPRに重点をおくとともに、燃えるごみの減量に効果があると考えられるものについては、積極的に啓発事業を実施します。
- 幼少期からの環境教育が重要であることから、こども向けの出前講座を充実します。

【主な取組み】

- ・ごみ減量化対策の推進
- ・樹木剪定くずの資源化の推進
- ・生ごみの資源化促進

(2) 廃棄物処理施設等の整備

重点施策

- 「八代市環境センター」を平成29年度中に稼働させます。
- 最終処分場整備の検討に着手します。
- 清掃センター及び衛生処理センターについては、適正な機能維持に努めます。また、し尿処理施設については、新たな施設建設に向けた検討を進めます。

【主な取組み】

- ・八代市環境センターの建設
- ・清掃センターの機能維持
- ・し尿及び汚泥処理施設等整備事業

(3) 廃棄物の適正処理の推進

- 不法投棄・野焼きについては、不法投棄監視指導員によるパトロールを継続して実施するとともに、関係機関との連絡体制を強化し、情報の共有化を図ります。
- 現在、持ち込み先によって受け入れの基準に差が生じている大型ごみなどについては、「八代市環境センター」の完成により解消を図ります。
- 民間の処分場及び敷川内町の大規模不法投棄現場については、周辺環境の調査を継続し、地域の不安解消に努めます。
- ごみ・資源物収集の市民負担のあり方について検討します。

【主な取組み】

- ・廃棄物処理対策事業（不法投棄、野焼き対策など）
- ・敷川内環境整備事業
- ・ごみ収集管理事業

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
ごみの排出量抑制に関する啓発 (チラシの全戸配布などによる啓発)	回/年	1	4
分別の徹底に関する啓発 (市報などによる啓発)	回/年	2	4
年間不法投棄監視パトロール	日	240	240
ごみ減量に関する出前講座開催回数	回/年	30	50

市民や地域の取組み

- マイバックを持参して買物に行きましょう。
- リデュース（ごみを減らす努力をする）・リユース（くり返し使用する）・リサイクル（再利用する）（3R）を心がけましょう。
- 燃えるごみの減量に努めましょう。

第4部 地域の特性を活かした まちづくり方針

1 まちづくり方針の概要

● (1) まちづくり方針の方向性

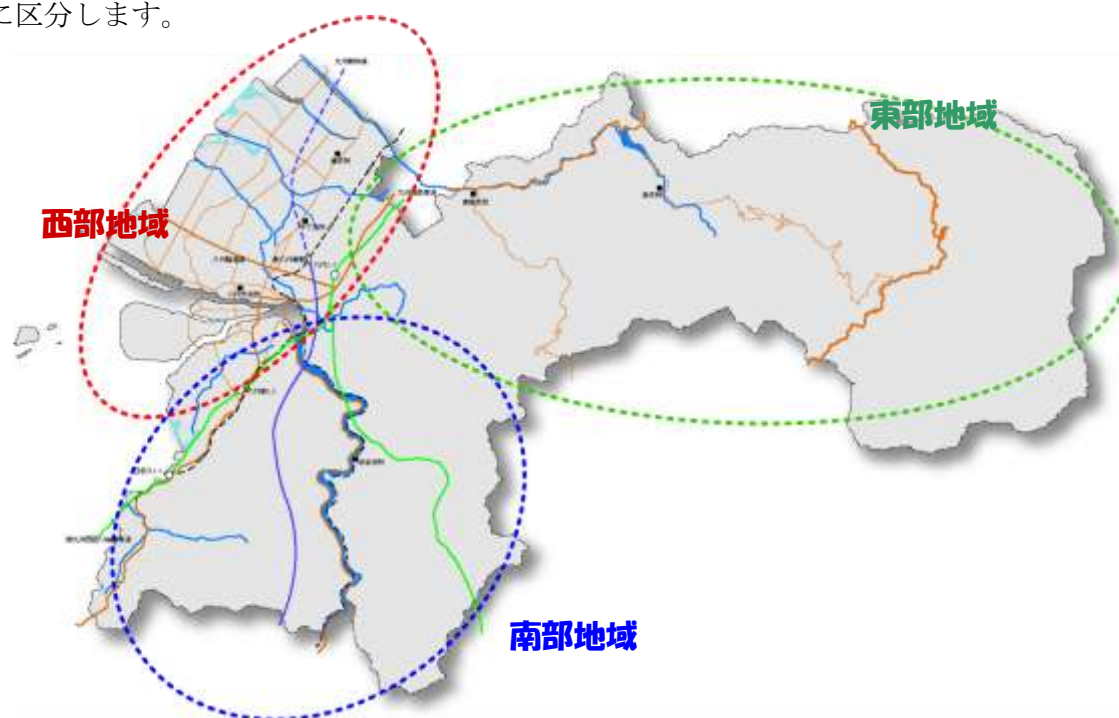
平成20年度よりスタートした八代市総合計画では、新市としての一体感の醸成を図ると共に、広範な地域それぞれの特性を活かしたまちづくりを進める観点から、市民アンケートや地域別ワークショップによる市民の意見を基に「地域の特性を活かしたまちづくり方針」を設定し、地域の視点によるまちづくりの方向性を定め、具体的な事業の推進を図ってきたところです。

このような中、これまで旧市町村ごとであった各種団体については、新市における一体化が進むなど各地域間における連携が強化される一方、地域ごとの特性を活かしたまちづくりが市民レベルでも活発になっています。

今後5ヵ年における後期基本計画での取組みとしては、市民意見が最大限に反映されたまちづくり方針を継続しつつ、現状に即した取組みを推進していくことが必要となっています。

● (2) 地域の設定

広範な市域において、日常生活圏や歴史的経緯、地勢、土地利用の状況を基本に、今後の地域間の連携や地域バランスなどを考慮して、3地域（西部地域・東部地域・南部地域）に区分します。



● (3) 地域の特性を活かしたまちづくりの推進

少子・高齢化、核家族化、生活様式の多様化といった社会環境の変化により、地域の抱える課題は多種多様化しています。そのため、市民と行政とが力をあわせた取組みの重要性は今後ますます高まっていくものと思われま

す。このようなことから、今後5ヵ年においても前期基本計画の考え方を継承し、次のとおり市民と行政の協働のもと、地域の特性を活かした住民自治によるまちづくりをすすめていきます。

- 市民の自主的・主体的な参画による地域振興
- 地域間交流や連携をすすめ、それぞれの地域の個性を重視した地域振興

2 地域別まちづくり方針

● (1) 西部地域



現状と課題

西部地域には、公共施設や工場、商業施設などが多く立地し、また、国の重点港湾に指定された県下最大の港湾八代港があります。さらには、九州新幹線、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道などの交通アクセスに優れた地域であることから、地理的優位性を活かした企業誘致を推進することにより、産業の活性化や雇用の創出が求められています。

また、八代海に面し、広大な干拓地と豊富な水資源に支えられた八代平野が広がる西部地域においては、米・い草のほか、園芸作物などを中心に農業が盛んに行われています。しかし、近年は国内外の経済情勢によって、農作物の産地間競争が激しさを増しつつあり、持続性の高い力強い農業の推進が求められています。また、漁業においては、水害等による水産資源の減少が見受けられることから、安定的な漁獲条件を確保するため、八代海や球磨川の環境保全が求められています。

地域の経済活力の低下や少子高齢化の進行により、近年、まちのにぎわいが失われつつあり、特に、八代地区と鏡地区に形成されている中心市街地は、人口の流出、空き店舗の増加、ロードサイド型や郊外型大型店の出店などにより、居住地・商業地としての活力が低下してきています。

一方で、平成23年3月には九州新幹線が全線開業したことで来訪者の増加も期待されることから、今後は新八代駅周辺の基盤整備をさらに推進し、交通インフラの優位性を高め今後のまちづくりに活かしていくことが求められています。

まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの目標

八代の産業を牽引するまち

新幹線や高速道路などの交通利便性や肥沃な八代平野などの地理的優位性を活かし、八代の産業を牽引する活力にみちた元気あるまちづくりをすすめます。

施策の方向性

- 新幹線や高速道路、八代港などの交通利便性を活かし、企業誘致をすすめ、若者も中高齢者も働ける雇用の場の拡大を図ります。
- 地場企業の育成・発展を目指し、産学官の連携による新産業の創出や人材育成などの支援を図ります。
- 統一産地表示の普及促進等により豊の良さを広くPRするなどの取組みをはじめとして、い草・トマトなどの農産物のブランド化を支援するとともに、農産物の高付加価値化を図ります。
- 生産性の向上による耕地の有効活用を図るとともに、農業用排水路や排水機場など農業生産基盤の整備を進め、災害に強い農地の形成を図ります。
- 農業の担い手を育成するため、子どもの体験学習や農家の技術力の向上を目的とした技術養成講座等の充実を図ります。
- 安全・安心な水産物を提供するため、漁協等との連携により水質保全と魚場の整備をすすめるとともに、栽培漁業を推進し、安定的かつ継続的な漁業経営を図ります。
- アジアとの交流の玄関口として、重点港湾八代港の港湾機能の整備促進及びポートセールスの強化を図ります。

まちづくりの目標

人が集まるにぎわいのあるまち

商店街の活性化や新八代駅周辺の整備などをすすめ、都市の魅力を高めることにより、人が集まり、にぎわいのあるまちづくりをすすめます。

施策の方向性

- 商工会議所・商工会等との連携により商業の活性化を促進し、居住人口・交流人口の増加を図ります。
- 交流拠点として新八代駅周辺の基盤整備をすすめ、市内各地域に点在する豊かな観光資源を結ぶ観光ルートの確立を図ります。
- 妙見祭や、やつしろ全国花火競技大会等の各種イベントをはじめ、スポーツや健康、歴史・文化などを活かした新たな魅力づくりを推進し、市外からの集客を図ることで市全域へのにぎわいの創出につなげます。

● (2) 東部地域



現状と課題

東部地域は、自然豊かな山間の地域で、河岸段丘や山腹に集落や耕地が点在しています。主な産業は農業で、生姜やお茶が特産品となっています。また、九州中央山地国定公園区域を含む広大な山林など豊かな自然により、古くから林業が盛んに行われてきました。

地域の東側、九州最後の秘境、平家落人伝説を秘める五家荘には、毎年、多くの観光客が訪れています。また、地域の西側は、種山石工(※)の発祥地として知られ、現在も多くの石橋が残っており、五家荘地域とともに東部地域の大きな観光資源となっています。

しかし、近年は少子高齢化の進行が著しく、担い手の減少などを背景に東部地域の主産業である農林業を取り巻く状況も悪化していることから、今後は農産物の魅力向上、担い手の育成、六次産業化の推進による一次産業の振興とともに、地域資源を活かした観光産業の振興を図る必要があります。

併せて、地域住民や観光客等来訪者の重要な移動手段である公共交通の維持確保を図っていくことも求められています。

また、東部地域の貴重な資源である豊かな山林については、木材生産機能の充実や森林の持つ多面的な公益機能が十分に発揮できるよう、自然を保護しながら林業振興を図っていく必要がある一方、急傾斜等の危険箇所も多いことから、集中豪雨などの自然災害による大きな被害が多発しており災害防止を促進する必要があります。

さらに、過疎化・高齢化により消防団員等も不足している状況にあり、東日本大震災以降、「安全・安心」のまちづくりが一層求められる中、防災体制の強化に継続して取り組む必要があります。

(※) 種山石工：江戸後期、現在の東陽町に居住していたとされる石工の技術者集団。

まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの目標 豊かな自然とふれあい、歴史と伝統が息づくまち

自然資源の保全に努め、自然景観を活用し、人と自然が共生するまちづくりをすすめます。また、歴史的遺産や古代踊り、神楽などの伝統芸能の保存・継承に努めます。

施策の方向性

- 自然のすばらしさに関する学習の機会を創出するなど、豊かな水や緑の保全について市民への意識啓発を行います。
- 希少な動植物などの生態系に配慮した土地利用や施設整備に努めます。
- 森林が持つ国土保全や水源涵養などの災害防止機能を高める森林整備をすすめます。
- 生活及び地域間交流の利便性、安全性の向上、災害時における迂回路としての役割などを考慮しながら、計画的な道路整備を図ります。
- 近年は局地的集中豪雨など気象の変化が予測できない状況も発生していることから、土石流の発生する可能性が高い場所やがけ崩れ・地すべりなどの危険箇所の土砂災害防止対策を促進します。
- 住民参加型防災訓練の継続的な実施とともに、防災行政無線の確実な運用、自主防災組織の強化、消防団員の確保・育成を図ることで、安全・安心のまちづくりを推進します。
- 古代踊り、神楽などの伝統芸能を保存・継承するため、保存活動を推進します。

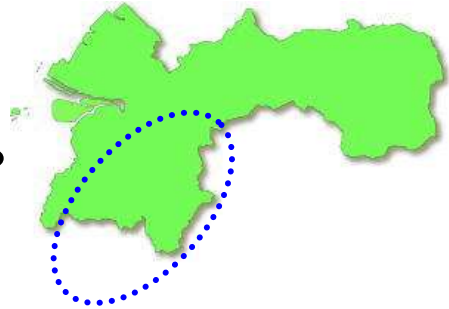
まちづくりの目標 美しい風景と魅力ある特産品に笑顔が集うまち

お茶や生姜などを活かした農林業の活性化や五家荘、石橋などの特色ある観光資源を活かした観光振興を図り、地域間交流をすすめ、人が集うまちづくりをすすめます。

施策の方向性

- お茶、生姜、椎茸やかんきつ類などの特産品のブランド化・PRによる商品力の強化、農業担い手の育成、農業の六次産業化に対する支援に努めることにより、農業振興を図ります。
- 林道などの生産基盤の整備や適切な森林施業の実施に努めるとともに、八代産材の利用促進を継続し、消費拡大への寄与に努めるなど豊かな林業資源を有効活用した林業振興を図ります。
- 石橋や五家荘などの観光資源のほか、山里に受け継がれる風土や生活文化を活かした体験・学習・交流プログラムを整備するとともに、民宿やガイド組織、まちづくり組織の活動を後押しするなど、実践コミュニティの活動充実による観光振興を図ります。
- 乗合タクシーなど公共交通機関の整備に努めるとともに、利用促進を図ります。

● (3) 南部地域



現状と課題

南部地域は、日本三大急流の一つである球磨川が地域の中央を南北に流れ、急峻な山地の多い東側と、比較的標高が低く耕地が広がる西側に分かれています。

地域の東側では、農林業が発展してきましたが、近年の農林産物の価格低迷や山間部という地理的な要因から、地域の担い手が都市部へと流出し、人口減少が著しく高齢化率も高くなっています。また、観光の中心であった県下有数の古い歴史を持つ日奈久温泉では、観光客のニーズの変化などにより、観光客が大幅に減少しており、にぎわい再生への取り組みが求められています。

今後は、安定的な雇用がなされ、人口流出の歯止めがかかることに期待が寄せられる一方、誰もが安心して元気に暮らせるよう、世代間交流の推進や地域コミュニティの組織強化が望まれています。

加えて、球磨川をはじめ、その支流沿いに多くの自然が残っていますが、急峻な地形のため、がけ崩れ、地滑り等の発生しやすい危険箇所も多く、梅雨期や台風シーズンの大雨の際には河川の氾濫が繰り返されており、計画的な河川改修とともに、緊急時の避難体制づくりなどが望まれています。

まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの目標

清流と緑、観光資源を活かしたうるおいのまち

球磨川をはじめとした豊かな自然や古い歴史をもつ日奈久温泉などの観光資源を活かしたまちづくりをすすめ、交流人口の増加を図ります。

施策の方向性

- 河川工事等が実施される際は、景観や生態系に配慮した工法等の導入を促進し、環境保全に努めます。
- 全国初となる県営荒瀬ダムの撤去を契機とし、豊かな自然・景観を、観光や環境学習の資源として活かすために、自然とふれあえる場の創出に努めます。
- 日奈久地域の歴史や温泉文化などを活かした体験・学習・交流プログラムを整備するとともに、民宿やガイド組織、まちづくり組織の活動を後押しするなど、観光関係者や地域住民が一体となったおもてなしの向上を図ります。
- がけ崩れ・地すべり・高潮などの危険箇所の対策事業と、護岸崩壊や漏水などを防止する河川改修などの整備を促進するとともに、災害時における迂回路機能を併せ持たせる


ことなども考慮した計画的な道路網整備を推進します。

まちづくりの目標 若者が育ち、誰もが生きがいをもって暮らせるまち

八代の未来を担う人が育つまちづくりをすすめるとともに、誰もが生きがいをもち健やかに暮らせる地域コミュニティの充実したまちづくりをすすめます。

施策の方向性

- 短期大学・高等専門学校などの教育機関と地域との連携によるまちづくりの取組みを支援することにより、地域の活性化を図ります。
- 地域コミュニティ独自の取組みを継続発展出来るよう支援し、市民間のコミュニケーションの充実を図ることにより、地域におけるまちづくり活動の活性化と防災・防犯体制の構築につなげます。
- 少子高齢化が進む山間部においては、生活交通確保のため乗合タクシーなど公共交通機関の整備に努めるとともに、利用促進を図ります。



第5部 計画推進の方策

～市民と行政がともに歩むために～

第1章

効率的・効果的な行財政の運営

第1節 行政の効率化の推進

現状と課題

- 地方分権が進展するとともに、長引く景気低迷や地方交付税の合併算定替による優遇措置の段階的削減により、一段と厳しい財政状況に陥ることが予測される中で、市は、これまで以上に自らの判断と責任において、多様化する市民ニーズに的確に対応した政策等を展開していくことが求められています。
こうした状況の中、将来にわたって適切な行政経営を行っていくためには、マネジメントサイクルシステム（※）の定着を目指すとともに、民間の力を活用しながら、市民サービスの向上と行政のスリム化を図っていく必要があります。
職員数の適正化については、事務事業の見直しや効率化に積極的に取り組むとともに、職員採用を最小限に抑えることで、一定の成果をあげていますが、今後も引き続き計画的に取り組む必要があります。
契約業務においては、透明性の確保及び工事等の品質確保の観点から、より公平かつ公正で適正な入札を実施するとともに公平な受注機会を確保する必要があります。
 - 各種業務システム及び行政ネットワークは事務の省力化・効率化を図るうえで必要不可欠であることから、今後も適正な運営に努めていく必要があります。
また、情報漏えい事故、標的型攻撃メール、ソフトの脆弱性悪用、予測不能の災害等、情報システムやネットワークへのさまざまな問題に対応するための取り組みが必要です。
 - 現在、市では職員研修を積極的に展開し、職員一人ひとりの資質向上や意識改革などに取り組んでいます。
多様化・高度化する市民ニーズに対して的確かつ迅速に対応することや質の高い市民サービスを提供することなど、これまで以上に高い専門能力や専門知識を有し、常に市民の視点からの問題意識を持った職員の育成が必要となっています。
- （※）マネジメントサイクルシステム
Plan（計画）→Do（事業実施）→Check（評価）→Action（改善・改革）のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れ、市民志向の視点から成果等を評価し、次の計画に結びつけるシステムのこと。

基本方針

公平かつ公正な行政経営を行うため、行政手続きの透明化や、各種計画への市民意見の反映などに取り組めます。また、情報通信技術の発展など、時代の流れに対応した行政システムのあり方を検討するとともに、職員の能力を開発し、市民サービスの向上に努めます

施策の体系

行政の効率化の推進

- (1) 適切な行政経営
- (2) 情報システムの適正な運営
- (3) 職員の資質の向上

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
行政評価事務事業改善率	%	-	80
職員の接遇マナーに満足する市民割合	%	77.0 (H24 実績)	100
入札所要時間（業者）（※）	時間	5,092	0

（※）入札所要時間（業者）：紙入札件数×1件当たりの入札参加者数（10者）×平均所要時間（50分）/60

具体的な施策と内容

（1）適切な行政経営

- 行財政改革大綱の具体的かつ計画的な取組み（アクションプラン）を推進します。
- 行政評価システムの評価対象を、全ての事務事業とし、評価結果を総合計画、予算、決算、人員配置などに反映・活用できる仕組みを構築します。
- 効果的・効率的な事業執行が見込める分野については、民間委託等により積極的に民間のノウハウを導入します。また、スリム化と効率化の観点から、必要に応じて随時、組織機構を見直します。
- 職員数の適正化については、重点的・戦略的な職員配置に加え、将来の行政需要を見込んだ計画的な人員確保を行いながら、引き続き取り組みます。
- 契約業務は、国・県などの動向を踏まえ、入札・契約制度を見直し、電子入札の導入など、新たな施策を取り入れます。

【主な取組み】

- ・行政評価システムの構築・定着
- ・組織機構の見直し
- ・市役所業務の民営化等推進（八代市販市場化テスト）
- ・定員管理の適正化
- ・指定管理者制度導入の推進
- ・制限付一般競争入札の拡大
- ・随意契約から競争入札への移行推進
- ・電子入札の導入

(2) 情報システムの適正な運営

- 法改正や大規模な制度の変更に対して、迅速かつ適正に対応するとともに、老朽化したシステムの再構築を行い、各情報システムの安定運用や充実に努めます。
- 個人情報の漏えいや外部からの攻撃などさまざまな脅威から、情報資産やネットワーク及びシステムを守るために、情報セキュリティ対策を行います。
- セキュリティやヘルプデスク研修(※)はもとより、ネットワークや表計算等、職員の情報活用能力研修の充実に努めます。

(※) ヘルプデスク研修：情報端末やネットワークなどの軽微なトラブルについて、対処できる職員を養成する研修のこと。

【主な取組み】

- ・情報システムの安定運用・充実
- ・情報セキュリティ対策の推進
- ・情報活用能力研修の実施

(3) 職員の資質の向上

- 人財育成基本方針の具体的かつ計画的な取組みを推進します。
- 職場におけるさまざまな場면을「人財」(※) 育成の場として捉え、やりがいを実感でき、やる気が高まるような、職場の体質や雰囲気づくりを組織的に取り組みます。
- 職員に、職務上必要とされる知識・技能を、効率的かつ体系的に修得させるために、研修体系の見直しなど職員研修の充実に努めます。
- 人事異動等や人事考課制度の改善・充実に努め、職員の意欲を引き出すとともに、将来を担う優秀な「人財」の確保に努めます。

(※) 「人財」：市政運営上重要な働きをする職員であり、組織の宝となる職員

【主な取組み】

- ・職員研修の充実
- ・人事考課制度の充実

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
行政評価事務事業評価率 (※1)	%	-	100
電子入札の実施	件	-	600
専門実務派遣研修の延べ受講者数 (※2)	人	127	431
情報活用能力研修の延べ受講者数 (※3)	人	578	750

(※1) 行政評価事務事業評価率：行政評価を行った事務事業数/全事務事業数（一部の一般事務経費等を除く）×100

(※2) 専門実務派遣研修の延べ受講者数：H23 実績については、平成 17 年の合併以降から平成 23 年度までの延べ受講者数を記載。

(※3) 情報活用能力研修の延べ受講者数：H23 実績については、平成 20 年度から平成 23 年度までの延べ受講者数。H29 目標には平成 25 年度から平成 29 年度までの延べ受講者数を記載。

第2節 財政の健全性の確保

現状と課題

○長引く景気低迷による国の財政状況の悪化や本市の産業構造を考えると、歳入の主要な柱である地方交付税や市税の伸びは期待できない厳しい財政状況となっています。

このような状況の中、自主財源の安定した確保を図るためにも、納税意識の向上のための周知活動の推進及び納税の利便性の向上を図るとともに、厳格・公平な徴収体制を構築する必要があります。

○歳入の伸び悩みに加え、社会保障経費などの扶助費や公債費の増加が財政を圧迫するとともに、市民ニーズの多様化から財政需要は増加していくことが考えられます。そこで、「最小の経費で最大の効果」をあげるために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、事業の必要性、緊急性、優先度を考慮し、事業の見直しや支出コスト削減に努め、限られた財源を効率的・効果的に配分し、市民サービスの提供に努める必要があります。

○地方交付税の合併算定替による優遇措置の段階的削減の時期がはじまると、現在の市民サービスを維持するには、基金に依存した財政運営も想定されます。

この課題に対応するためには、恒常的な支出の見直しや新たな財源の確保策の検討を進めると同時に、次世代においても安定したサービスが維持できるよう、中長期的な財政計画に沿った基金の積立も検討していく必要があります。

基本方針

自主財源の安定的な確保と歳出の抜本的な見直しを行い、財政基盤の強化を図ることにより、安定的な自主性・自立性の高い健全な財政運営をめざします。

施策の体系

財政の健全性の確保

- (1) 収入の安定確保
- (2) 支出の見直し
- (3) 計画的な財政運営

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
財政調整基金積立金残高	億円	35.1	50.0
市税収納率（現年度）	%	98.13	98.20

具体的な施策と内容

(1) 収入の安定確保

- 固定資産税については、法令の改正や土地利用状況の変化などに対応するため、家屋評価システムや地番現況図作成などの業務支援システムの適正な更新を図ります。
- 償却資産の自主的な申告を促進するため、さらなる調査指導体制の強化を図ります。
- 自主財源の確保、納税の公平性の実現に向けて、早期滞納整理を継続、強化し、併せて納税の利便性の推進（コンビニ収納の導入等）を図ることで納期内納付及び収納率の向上に努めます。
- 個人市民税について、特別徴収対象事業所への周知を図るとともに、普通徴収から特別徴収への切り替えを推進します。

【主な取組み】

- ・課税事務の効率化
- ・納税意識向上のための啓発及び納税利便性の推進
- ・税外収入の適正化
- ・個人市民税特別徴収の推進

(2) 支出の見直し

- 事務経費の見直しを進めるため、行財政改革大綱の具体的かつ計画的な取組み（アクションプラン）を推進するとともに、行政評価システムにより事務事業の効率性等の検証を行い、効果的・効率的な行政運営を図ります。
- 公共施設については、管理コストの削減に努めながら、施設の利便性や施設の安全性の向上など市民サービスにより資することを基本とし、指定管理者制度の導入、貸付けなどにより、効果的な管理運営を図ります。また、施設の適正な機能配置、運営主体の見直しなどによる施設の統廃合や民間譲渡を検討します。

【主な取組み】

- ・事業の整理合理化
- ・施設のあり方と管理運営の見直し
- ・財源の効率的・効果的な配分

(3) 計画的な財政運営

- 地方交付税の合併算定替による優遇措置の段階的削減や、「社会保障と税の一体改革」による地方への税源の見直しに対し、大幅な財政計画の見直しを行い、中長期的に安定したサービスが維持できるための財源を確保します。
- 合併特例債の発行期限が5年間延長されたことを踏まえ、環境センター建設などの大型事業の実施にあたっては、このような有利な財源を活用するなど、効率的・効果的な財政運営を図ります。

【主な取組み】

- ・中期財政計画の策定

市民や地域の取組み

- 市税の納期内納付に努めましょう。
- 財政状況に関心を持ちましょう。

第2章

協働によるまちづくりの推進

第1節 情報の共有化

現状と課題

○市民が必要とする情報は、ますます高度化・多様化し、増大することが予想されます。そのような中で、市民の市政に対する理解と信頼を深めるためには、積極的な情報提供と適切な情報公開に努める一方、行政が一方的に情報を提供するだけでなく、市民も自由に情報を発信し、市民と行政、また市民相互の情報の共有化を図り、行政運営の透明性を高めることが重要です。

そのため、市政の状況や市民生活に必要な情報などを発信する機能の一層の充実と積極的な活用が必要となっています。

このような状況に対し、本市が運営する地域SNS（※）「ごろっとやっちょろ」上で培われた地域コミュニティによって、市民の自主的な活動がなされてきましたが、最近、利用者の固定化や減少などが見られることから、今後は、他のソーシャルメディアとの連携関係や、年々進化する情報端末の普及動向を踏まえながら、本市の地域特性に即した市民間の情報交流を促進する必要があります。

○本市では「広報やつしろ」や市ホームページなどを通じた広報活動を広く展開していますが、ホームページの情報の更新や内容の整理を随時行うとともに、他のソーシャルメディアと連携をする必要があります。

○山間地域における難視聴対策、情報格差是正などを目的に実施しているケーブルテレビ事業は、デジタル化やそれに伴う機器の更新など、技術革新の急速な進展に対応していく必要があります。

○情報公開制度の利用は広がっていますが、個人情報保護のための取組みを中心に引き続き適正な制度運用を図っていく必要があります。

（※） SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員登録制サービスを提供するウェブサイト

基本方針

市民と行政との情報の共有化を推進するために、各種メディアを通じて市民に必要な情報を積極的に発信します。また、情報公開制度の適切な運用に努めます。

施策の体系

情報の共有化

（1）情報の提供と公開

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
年に 1 回以上「市ホームページ」を見たことがある人の割合	%	17.7 (H24 実績)	20.0
年に 1 回以上「ごろっとやっちろ」を見たことがある人の割合	%	13.7 (H24 実績)	15.0

具体的な施策と内容

(1) 情報の提供と公開

- 市民が保有する情報端末の特性を生かしながら、本市の地域性に合った情報発信、情報交流手法を検討します。
- ホームページやSNSによる情報発信の継続に加え、SNS による人と人の情報交流の促進を図るとともに、広く情報を伝えるための最適な手段として広報紙の充実を図ります。併せて、新聞・テレビ・ラジオ等を活用したパブリシティ活動も促進します。
- ケーブルテレビについては、技術革新に対応した基盤整備に努めるとともに、効率的な運用を図ります。
- 市民の知る権利を保障するため、情報公開制度を継続します。また、市民や行政機関等に対し、統計資料を利用しやすい形で提供できるよう資料の整備を進めます。

【主な取組み】

- ・広報紙の充実
- ・八代市ホームページ運営事業
- ・八代市ケーブルテレビ運営事業
- ・報道メディアの活用
- ・SNSサイト「ごろっとやっちろ」の充実

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
市ホームページアクセス件数	件	468,218	510,000
地域SNS「ごろっとやっちろ」アクセス件数	件	1,022,390	1,100,000

市民や地域の取組み

- 広報誌やホームページ等を通じて、行政情報を積極的に活用しましょう。

第2節 市民参画の推進

現状と課題

- 協働のまちづくりは、行政だけが行うものでも市民だけが行うものでもなく、お互い協力して行っていくものです。市民の要望や、地域の実情に応じた行政運営がすすめられるよう、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加していくことが重要です。そのため、市民が行政のさまざまな分野で、意見や要望などを提案し参画できるような制度の充実や環境づくりに取り組む必要があります。このような状況の中、市長への手紙、まちづくり出前講座の件数は増加しており、広聴手段として市民へ浸透してきていることから、今後とも継続した取り組みが必要です。
- 国際化の進展に伴い在留外国人が増加する中、市民協働による国際交流を促進するとともに、長期的な視点で友好都市交流を進め、市民の国際感覚の涵養を図る必要があります。

基本方針

市民が、市政に積極的に参画できるようなシステムづくりをすすめます。また、市民の国際感覚の涵養を図ります。

施策の体系

市民参画の推進

(1) 市民参画の環境づくり

成果指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成23年度	平成29年度
パブリックコメントによる意見提出数	件	—	精査中
まちづくり出前講座の開催回数	件	133	150
市長への手紙による提言数	件	104	120

具体的な施策と内容

(1) 市民参画の環境づくり

- 市長への手紙等の広聴事業は広く市民の声を聴く場として継続するとともに、パブリックコメントの活用による市民意見の把握・市政への反映に努めます。
- 北海市との交流事業については、市民参画のもと、青少年交流や経済交流などを実施します。
- 多文化共生を目的とした事業は、幅広い年齢層と多くの市民が参加できるよう展開するとともに、民間との協働を進めます。また、九州国際スリーデーマーチや海外クルーズ客船の寄航をはじめ、国際イベントでの外国人通訳等を支援します。
- 在留外国人の生活面や就労、入国管理等に関する悩みや相談に対し、早期解決が図られるよう支援します。
- 「笑顔 de あいさつ日本一運動」が市民運動として広がり、定着するよう推進します。

【主な取組み】

- ・広聴活動の実施
(手紙・メールの受け付けや市民との対話交流など)
- ・まちづくり出前講座の開催
- ・北海市交流事業の実施
- ・外国人に対する相談業務
(助言及び公的機関への紹介や引継ぎなど)

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
パブリックコメント(意見募集)を行った案件数	件	—	精査中

市民や地域の取組み

- 市の施策に対し、積極的に意見、提案を提出しましょう。

第3節 協働と住民自治の推進

現状と課題

- 近年、地方分権のさらなる進展や地域主権改革の推進により、これまで以上に地方の責任と役割が求められており、市民と行政の協働によるまちづくりが、ますます重要となっています。
このような状況の中で、住民自治の推進については、市民と行政の役割分担の視点からさまざまな取組みを行っており、今後とも継続していく必要があります。
- 社会情勢の変化や高齢社会の到来、大規模災害の発生や増加する犯罪・事故など、既存の自治会単位では解決が困難な課題が発生しています。
このような状況に対応するため、新たな住民自治組織である「地域協議会」の全校区設立を目標に掲げています。
- 市民の社会貢献活動への参加意識の高まりや多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に対応していくには、行政の力だけでは限界があります。今後、活力ある地域づくりを進めるためには、自治会や校区を単位とした地域団体、また、新たな担い手として期待されているNPOやボランティア団体などの市民活動団体の育成を図っていくとともに、市民や団体と市が協働で取り組む必要があります。
- 定期的な情報紙発行やネットワーク交流会等をとおして、市民活動団体間の交流や参加促進が図られていますが、市民活動団体は、NPO、地域団体、まちづくり団体等設立目的や構成員、活動分野・内容もそれぞれ異なっているため、各団体の活動状況を把握し、支援していく必要があります。

基本方針

市民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築きます。また、市民の創意工夫によって、それぞれの地域の特性を活かした総合的なまちづくりを推進します。

施策の体系

協働と住民自治の推進

- (1) 協働の仕組みづくり
- (2) 地域協議会の創設と運営支援
- (3) まちづくりを支える団体の育成と支援

具体的な施策と内容

(1) 協働の仕組みづくり

- 「市民協働及び住民自治によるまちづくり」の趣旨を広く一般市民にまで、周知・啓発を図るため、今後も、講演会や研修会、校区説明会を開催します。
- 市民協働を進める上で職員の理解及び意識改革を図ることも重要であることから、職員を対象にした研修会も開催します。
- 地域協議会と市とで協働事業を進める上での基本原則や、お互いの役割分担を明確に示したパートナーシップ協定を締結します。
- 八代市自治基本条例の制定、市民活動推進指針（仮称）の策定などを通して協働のまちづくりの基本方向を示します。
- 市民団体の豊かな発想による提案を受け、提案する市民団体と市が協働で事業に取り組み、市民サービスの向上を図るとともに、地域でできるものは地域に移譲することにより、地域独自の活動ができるように努めます。

【主な取組み】

- ・協働に関する啓発活動
- ・市民と職員の意識改革の推進
- ・パートナーシップ協定の締結
- ・八代市自治基本条例の制定
- ・市民活動推進指針（仮称）の策定
- ・提案型協働事業の推進

(2) 地域協議会の創設と運営支援

- 地域協議会の全校区設立を目標に掲げ、設立に関し必要な協議を行う設立準備委員会の設置・運営を支援します。
- 住民自治によるまちづくりを推進するための「八代市住民自治推進行動計画（後期）」を策定します。
- 住民自治によるまちづくりを推進するため、「地域協議会活動交付金」の拡充や、地域協議会への業務委託等を盛り込んだ「八代市住民自治推進行動計画（後期）」を策定し、地域協議会の運営を支援します。
- 地域協議会が主体となって、地域づくり、福祉活動等を実践していくための活動拠点として、公民館等施設をコミュニティセンターとして整備を進めます。

【主な取組み】

- ・地域協議会の設立・運営支援
- ・住民自治推進行動計画の策定

(3) まちづくりを支える団体の育成と支援

- NPO やボランティア団体など市民活動団体の状況及びニーズを把握し、実情に応じたきめ細かな活動支援を行います。
- ネットワークづくりの促進やまちづくりを支える人材の育成等を行う中間支援組織の設置を検討します。

- ホームページ等を活用し、各団体の活動を広く紹介し、団体間の協力だけでなく、企業や学校等との連携を図ることができるような環境整備を行います。
- 市民活動団体と市が、地域課題や社会的課題の解決に協働で取り組むことで、地域の活性化につなげます。

【主な取組み】

- ・市民活動促進・支援
- ・地域活動団体間のネットワーク強化
- ・八代市がまだしもん応援事業（市民提案型協働事業）

活動指標

指標名	単位	実績値	目標値
		平成 23 年度	平成 29 年度
地域協議会設立率	%	-	100
市民活動団体情報交換・交流会開催	回	1	4
市民活動登録団体	件	-	50

市民や地域の取組み

- 加(か)たって、語(かた)って、協働によるまちづくりをすすめましょう。